【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成24年6月15日提出
【計算期間】	第2期（自 平成23年3月29日 至 平成24年3月26日）
【ファンド名】	野村南アフリカ資源関連株投信 野村南アフリカ資源関連株投信 マネープール・ファンド （「野村南アフリカ資源関連株投信」を「南ア資源関連」、「野村南アフリカ資源関連株投信 マネープール・ファンド」を「南ア資源関連マネー」もしくは「マネープール・ファンド」という場合があります。また、これらを総称して「各ファンド」という場合、あるいは個別に「ファンド」という場合があります。）
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	CEO兼執行役会長　岩 崎 俊 博
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番１号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番１号
【電話番号】	03-3241-9511
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

◆「野村南アフリカ資源関連株投信」および「野村南アフリカ資源関連株投信 マネープール・ファンド」のスイッチング可能な2本のファンドから構成されています。

＜野村南アフリカ資源関連株投信＞

○南アフリカの資源関連企業の株式および資源価格に連動する上場投資信託証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

当ファンドにおいて「資源」とは、鉱物資源、エネルギー資源、森林資源、および食糧資源等の、産業のもととなる、自然から得られる原材料全般を指します。また、「資源関連企業」とは、これら資源の開発、生産、加工、販売に携わる企業および関連するサービスなどを提供する企業等のことを指します。

○外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

＜マネープール・ファンド＞

○円建ての短期有価証券を実質的な主要投資対象※とし、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

※「野村南アフリカ資源関連株投信 マネープール・ファンド」は、「野村マネーポートフォリオ マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

■信託金の限度額■

受益権の信託金限度額は、各ファンドにつき5,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

＜商品分類＞

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

（野村南アフリカ資源関連株投信）

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単 位 型 追 加 型	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産 （　） 資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　） 不動産投信 その他資産 （　） 資産複合 （　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	あり （　） なし

（野村南アフリカ資源関連株投信 マネープール・ファンド）

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単 位 型 追 加 型	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産 （　） 資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （債券 一般）） 資産複合 （　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ ファンズ

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。
なお、下記社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。
《社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》　http://www.toushin.or.jp/

◆社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（平成22年7月1日現在）

＜商品分類表定義＞

［単位型投信・追加型投信の区分］

(1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。

(2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

［投資対象地域による区分］

(1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

［投資対象資産(収益の源泉)による区分］

(1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

(5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

［独立した区分］

(1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。

(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。

(3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

［補足分類］

(1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

(2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分表定義＞

［投資対象資産による属性区分］

株式

(1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

(2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

(1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

(2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載が

あるものをいう。

(5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

(1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

(2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

［決算頻度による属性区分］

(1)年１回…目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。

(2)年２回…目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。

(3)年４回…目論見書又は投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。

(4)年６回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。

(5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

(6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

(7)その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

［投資対象地域による属性区分(重複使用可能)］

(1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

(2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

［投資形態による属性区分］

(1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

(2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

［為替ヘッジによる属性区分］

(1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

(2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

［インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分］

(1)日経225

(2)TOPIX

(3)その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

［特殊型］

(1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

(2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

(3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

(4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2)【ファンドの沿革】

平成22年6月17日　　信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

＜野村南アフリカ資源関連株投信＞

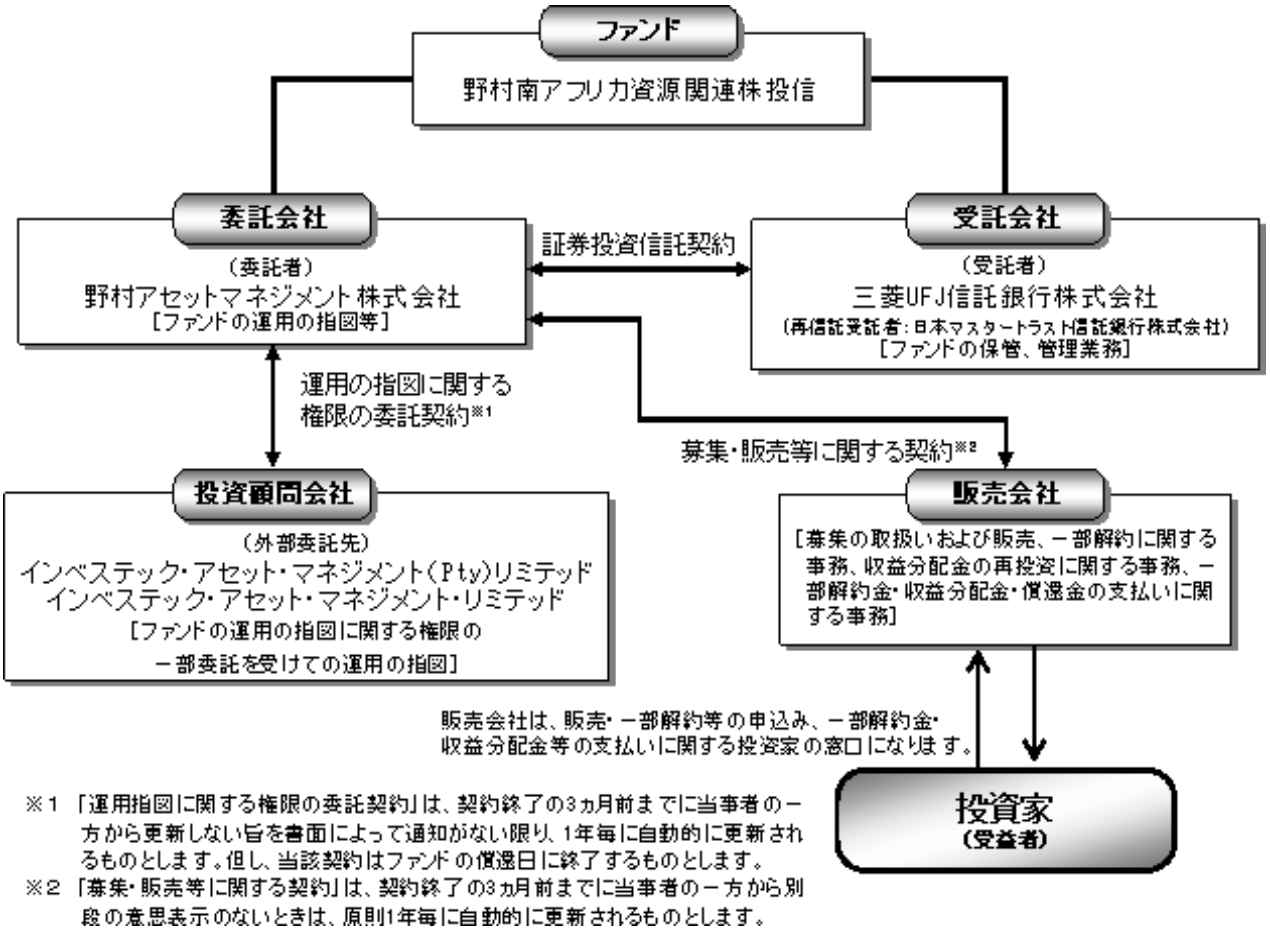

※1 「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

※2 「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

＜マネープール・ファンド＞

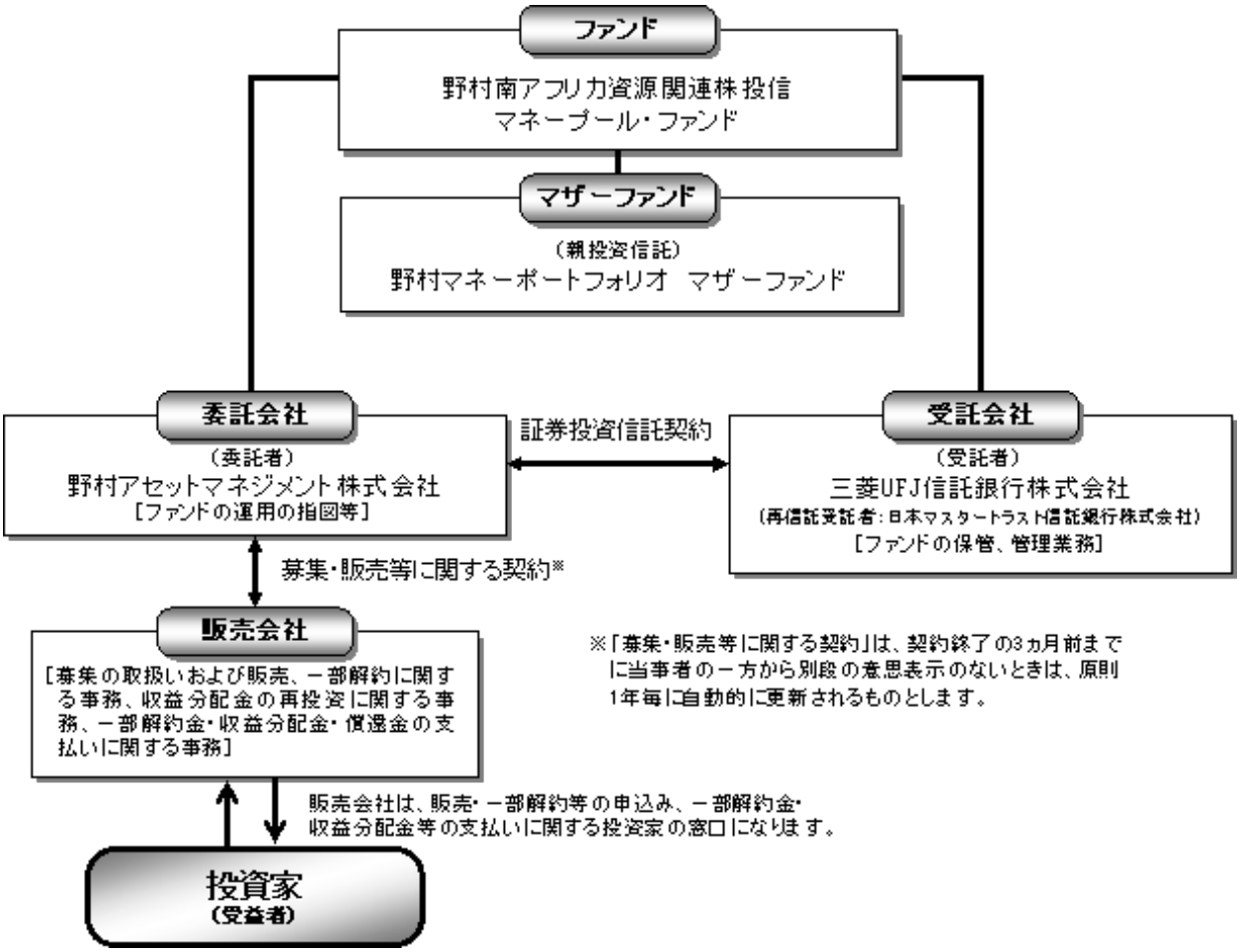

《ファミリーファンド方式について》

ファンドは「野村マネーポートフォリオ　マザーファンド」を親投資信託（マザーファンド）とするファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみをいいます。

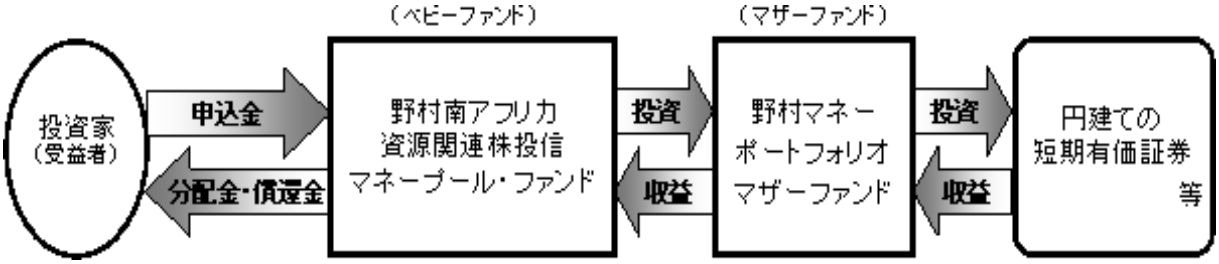

＊マザーファンドの運用の方針等については、「第一部　ファンド情報　第1　ファンドの状況　2　投資方針　(参考)マザーファンドの概要」をご参照ください。
＊販売会社との契約によっては、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。
＊ファンドは、マザーファンドのほかに、公社債等に直接投資する場合があります。

委託会社の概況

■委託会社■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番１号

・資本金の額

平成24年4月末現在、17,180百万円

・会社の沿革

昭和34年(1959年)12月1日　野村證券投資信託委託株式会社として設立

平成9年(1997年)10月1日　投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

平成12年(2000年)11月１日　野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

平成15年(2003年)6月27日　委員会等設置会社へ移行

・大株主の状況(平成24年4月末現在)

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

＜野村南アフリカ資源関連株投信＞

［1］株式への投資にあたっては、定量モデルによる割安性評価、資源価格から相対的に評価される現在の株価水準、商品価格動向等を総合的に勘案し、投資候補銘柄を選別します。また、経営戦略等の定性面にも着目し、流動性等も考慮した上で、最終的なポートフォリオを構築します。

■ポートフォリオ構築プロセス■

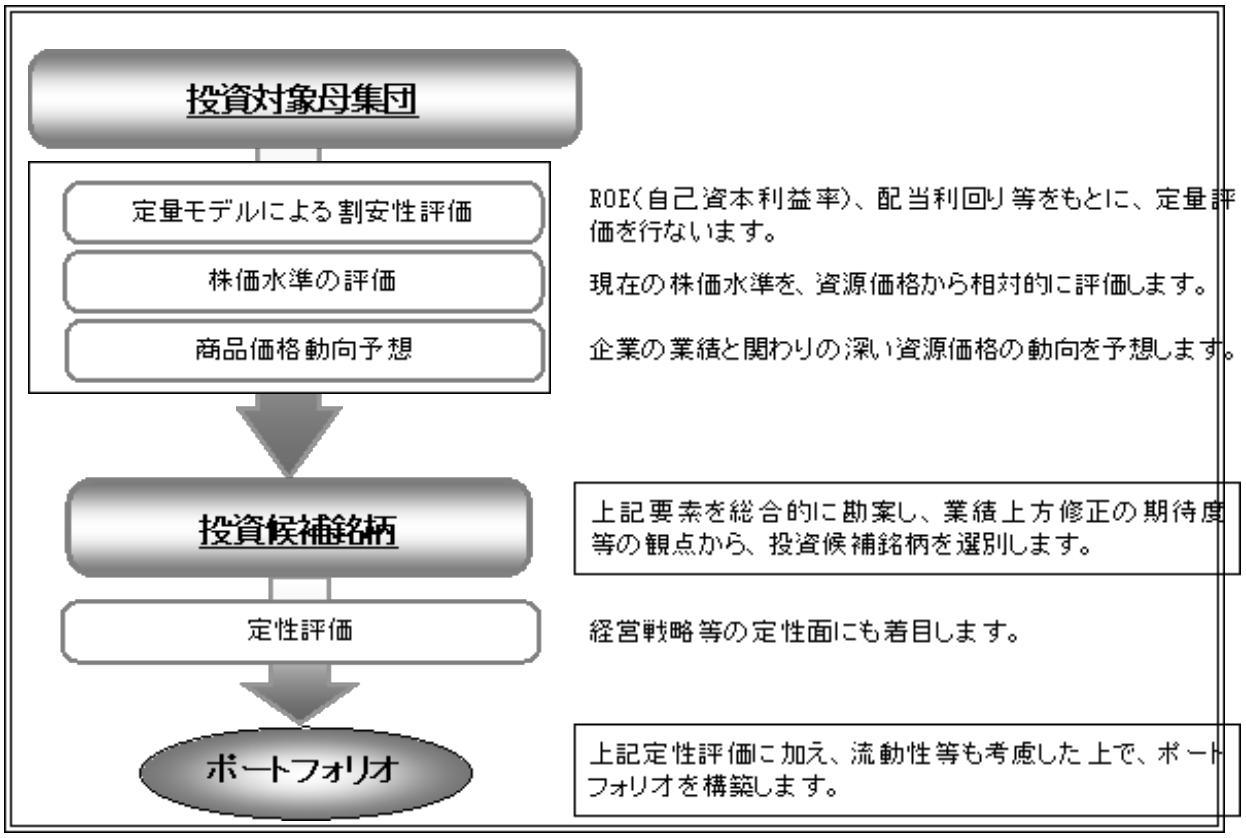

＊上記のポートフォリオ構築プロセスは、今後変更となる場合があります。

［2］株式および上場投資信託証券の合計の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

［3］外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

［4］運用の指図に関する権限の一部を以下の外部委託先に委託します。

◆委託する範囲　：海外の株式等の運用

◆委託先名称　：インベステック・アセット・マネジメント（Pty）リミテッド
（Investec Asset Management (Pty) Limited）

◆委託先所在地　：南アフリカ共和国 ケープタウン市

◆委託先名称　：インベステック・アセット・マネジメント・リミテッド
（Investec Asset Management Limited）

◆委託先所在地　：英国 ロンドン市

◆委託に係る費用　：上記の委託を受けた者が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から支払うものとし、その報酬額は、ファンドの日々の平均純資産総額に以下の率（外部委託先の合計の率とします。）を乗じて得た額とします。

平均純資産総額	率
250億円以下の部分	年0.60%
250億円超500億円以下の部分	年0.55%
500億円超1,000億円以下の部分	年0.50%
1,000億円超の部分	年0.48%

※Investec Asset Management (Pty) LimitedおよびInvestec Asset Management Limitedは、委託会社に対する約定の報告等事務業務の一部をState Street Bank and Trust Companyに代行させます。

※運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

■インベステック･アセット・マネジメントについて■

◆インベステック・アセット・マネジメントは、英国のロンドン、南アフリカのケープタウンに本拠を置く総合金融グループであるインベステック・グループ傘下の運用会社であり、インベステック・アセット・マネジメント（Pty）リミテッドは南アフリカ、インベステック・アセット・マネジメント・リミテッドは英国における運用拠点です。

◆インベステック・アセット・マネジメントは、1991年南アフリカにおいて、アセットマネジメントビジネスを開始しました。以降、世界各国に拠点を配し、グローバルにビジネスを展開しています。

◆インベステック・アセット・マネジメントは、グローバルなネットワークを活用して、世界の株式、債券、商品、通貨、マルチ・アセットなどの幅広い運用を行なっております。

＜マネープール・ファンド＞

「野村マネーポートフォリオ マザーファンド」受益証券に投資を行ない、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行ないます。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

＜野村南アフリカ資源関連株投信＞

南アフリカの資源関連企業の株式※および資源価格に連動する上場投資信託証券を主要投資対象とします。

※主として南アフリカの金融商品取引所に上場されている資源関連企業の株式に投資しますが、南アフリカ以外の金融商品取引所に上場されている、南アフリカおよびその他アフリカ諸国に拠点を置く資源関連企業の株式にも投資する場合があります。

◆デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

＜マネープール・ファンド＞

円建ての短期有価証券を実質的な主要投資対象とします。

◆ファンドは、親投資信託である「野村マネーポートフォリオ マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

◆デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。

＜野村南アフリカ資源関連株投信＞

①投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
   - イ．有価証券
   - ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの⑤及び⑥」に定めるものに限ります。）に係る権利
   - ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
   - ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
   - イ．為替手形

②有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者（委託者から委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをい

います。）

9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券、第12号および第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 当該ファンドの②有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引

＜マネープール・ファンド＞

①投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
   イ．有価証券
   ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5) 投資制限 当該ファンドの④及び⑤」に定めるものに限ります。）に係る権利
   ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
   ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
   イ．為替手形

②有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネーポートフォリオ マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、転換社債型新株予約権付社債※に限ります。）
   ※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1 項第3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)をいいます。
5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
7. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券
8. コマーシャル・ペーパー
9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限る)
12. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第7号の証券または証書および第9号の証券または証書のうち第7号の証券または証書の性質

を有するものを以下「株式」といい、第1号から第6号までの証券および第9号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

③金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 当該ファンドの②有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引

（参考）マザーファンドの概要

「野村マネーポートフォリオ マザーファンド」

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

2.運用方法

(1)投資対象

本邦通貨表示の短期有価証券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

①本邦通貨表示の公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

②残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

③資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

①株式への投資は行ないません。

②外貨建資産への投資は行ないません。

③有価証券先物取引等は約款第15条の範囲で行ないます。

④スワップ取引は約款第16条の範囲で行ないます。

(3)【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。

＜野村南アフリカ資源関連株投信＞

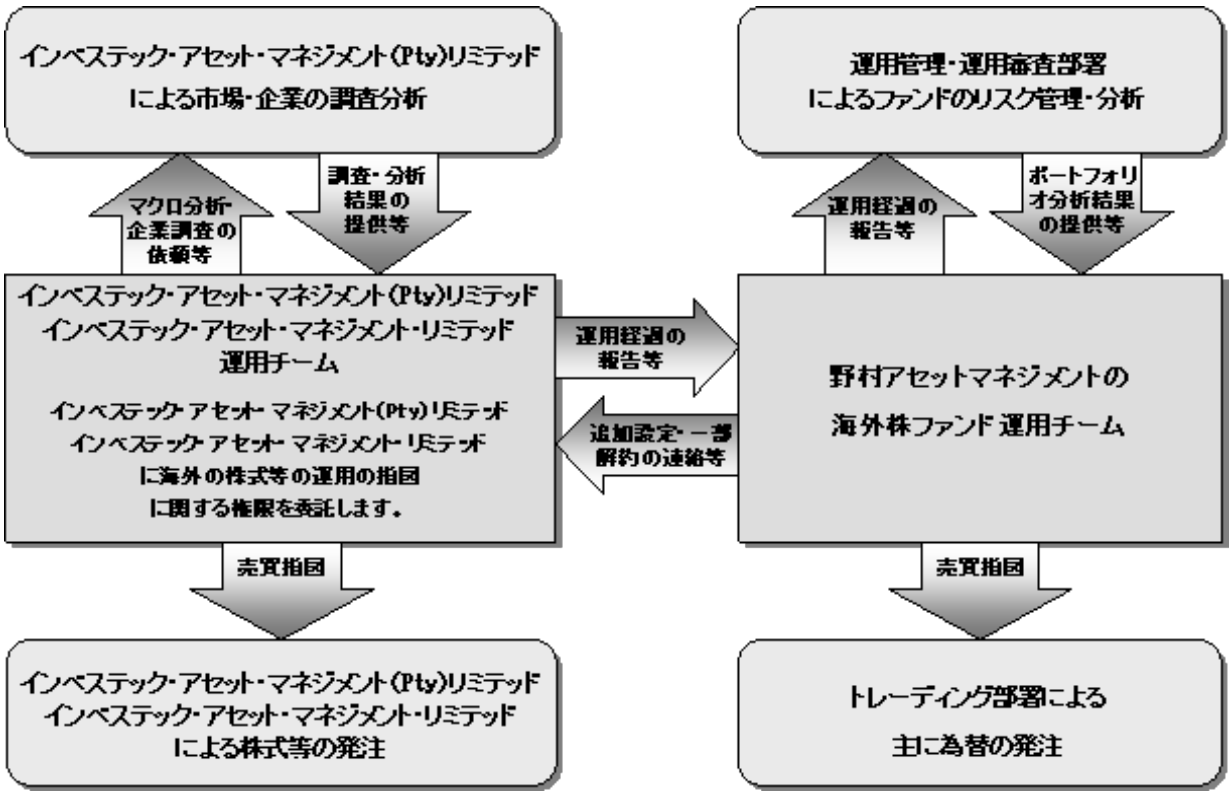

＜マネープール・ファンド＞

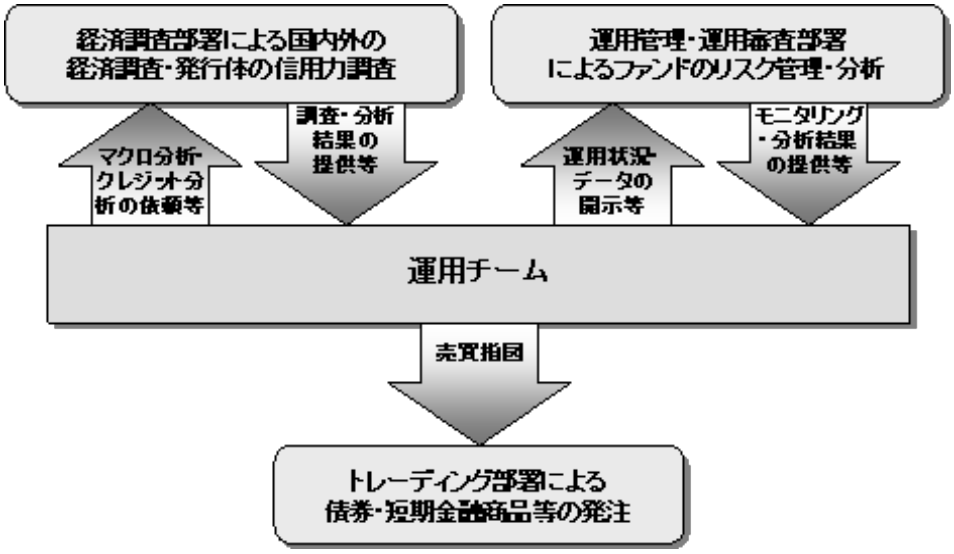

※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、投資信託業務に係るファンドマネージャー規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。

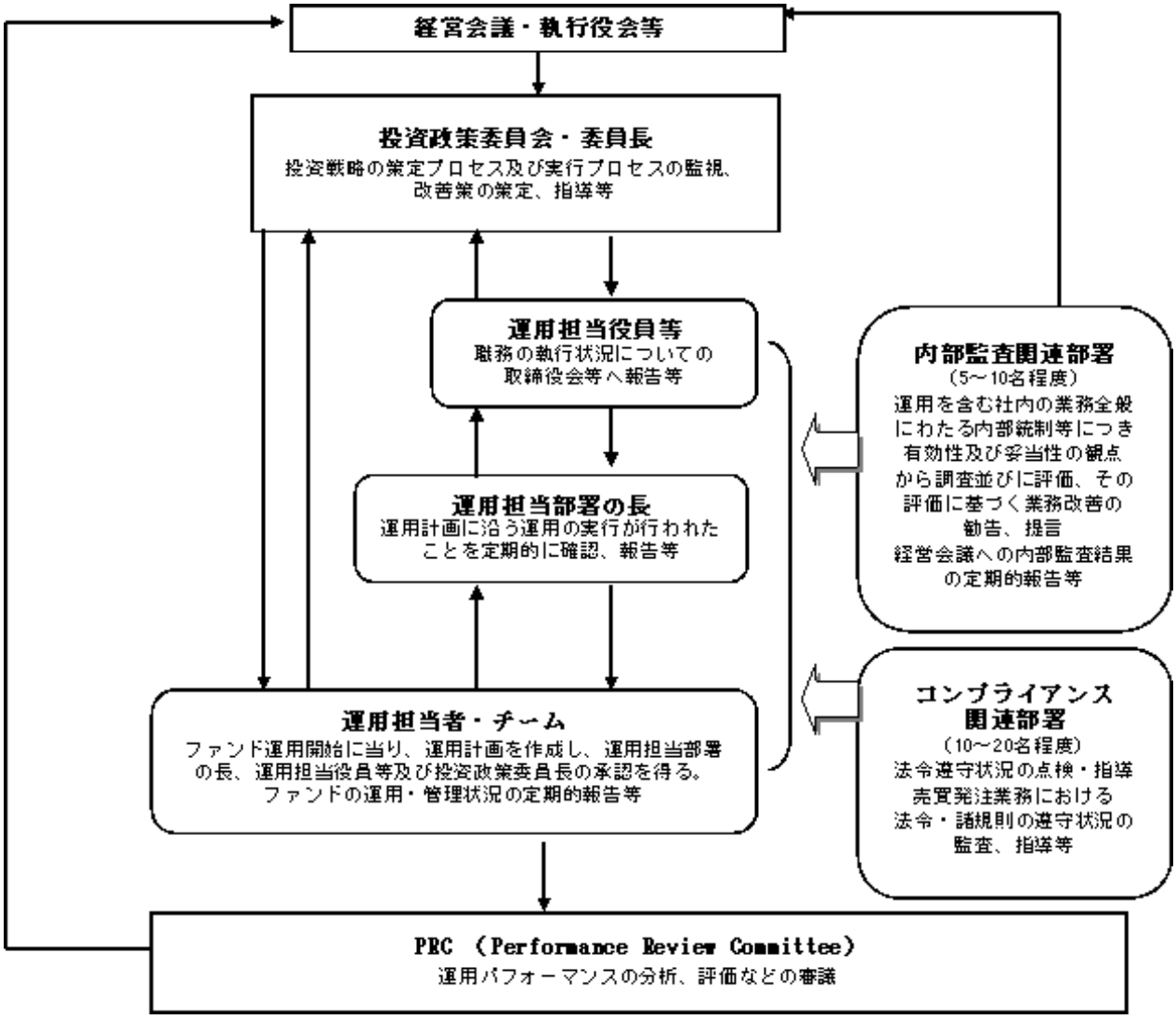

≪委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制等≫

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70(受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準)に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。
「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを、委託会社で確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に委託会社の商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

＜野村南アフリカ資源関連株投信＞

①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、上記①の範囲内で基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

＜マネープール・ファンド＞

①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、上記①の範囲内で基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

※配当等収益(「マネープールファンド」の場合は「利子・配当等収益」)とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

※売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

※毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

＊委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として<u>毎年3月26日</u>(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

◆分配金のお支払い

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

＜野村南アフリカ資源関連株投信＞

①株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

⑤先物取引等の運用指図(約款第23条)

(ⅰ)委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの③金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(ⅱ)委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(iii)委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの③金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの③金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑥スワップ取引の運用指図(約款第24条)

(ⅰ)委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

(ⅱ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ⅲ)スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

(ⅳ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(ⅴ)委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、

担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑦同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針　２　運用方法　(3)投資制限)

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

⑧同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針　２　運用方法　(3)投資制限)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針　２　運用方法　(3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑩投資信託証券への投資割合(運用の基本方針　2.運用方法　(3)投資制限)

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑪上場投資信託証券への投資割合(運用の基本方針　2.運用方法　(3)投資制限)

上場投資信託証券への投資割合は信託財産の純資産総額の20%以内とします。

⑫同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合(運用の基本方針　2.運用方法　(3)投資制限)

同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑬投資する株式等の範囲(約款第20条)

(ⅰ)委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ⅱ)上記(ⅰ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

⑭信用取引の指図範囲(約款第22条)

(ⅰ)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

(ⅱ)上記(ⅰ)の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑮有価証券の貸付の指図および範囲(約款第27条)

(ⅰ)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ⅱ)上記(ⅰ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ⅲ)委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑯特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第28条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑰外国為替予約取引の指図(約款第29条)

委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑱資金の借入れ(約款第37条)

(ⅰ)委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ⅱ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ⅲ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ⅳ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑲同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の(ⅰ)の数が(ⅱ)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

(ⅰ)委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

(ⅱ)当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

＜マネープール・ファンド＞

①株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権（転換社債

型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

②外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への投資は行ないません。

③デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

④先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第21条)

(ⅰ)委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの③金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(ⅱ)委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの③金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの③金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の

信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑤スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第22条)

(ⅰ)委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

(ⅱ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ⅲ)スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

(ⅳ)上記(ⅲ)においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(ⅴ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(ⅵ)委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑥同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑦同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑧投資する株式の範囲(約款第19条)

(ⅰ)委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

(ⅱ)上記(ⅰ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

⑨有価証券の貸付の指図および範囲(約款第24条)

(ⅰ)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ⅱ)上記(ⅰ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ⅲ)委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑩公社債の借入れ(約款第25条)

(ⅰ)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

(ⅱ)上記(ⅰ)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ⅲ)信託財産の一部解約等の事由により、上記(ⅱ)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ⅳ)上記(ⅰ)の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

⑪資金の借入れ(約款第31条)

(ⅰ)委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ⅱ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ⅲ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ⅳ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑫投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への投資は行ないません。

3【投資リスク】

≪基準価額の変動要因≫

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

●野村南アフリカ資源関連株投信

［株価変動リスク］

ファンドは株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドが投資を行なう南アフリカの株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。また、ファンドは、資源価格に連動する上場投資信託証券に投資を行なうことに加え、ファンドが投資する資源関連企業の株価は、資源価格との相関が高い傾向がありますので、資源価格変動の影響を大きく受けます。このように、ファンドは特定の業種に絞った株式に投資を行ないますので、株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。また、より幅広い業種・銘柄に分散投資した場合と比べて基準価額が大きく変動する場合があります。

［為替変動リスク］

ファンドは、組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。特にファンドが投資対象とする南アフリカの通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

●マネープール・ファンド

［債券価格変動リスク］

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

≪その他の留意点≫

- ●ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ●資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ●ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- ●有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

●野村南アフリカ資源関連株投信に関する留意点

・ファンドが投資する南アフリカにおいては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。
上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。

・金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受付けを中止すること、および既に受付けた購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受付けを取り消す場合があります。

●マネープール・ファンドに関する留意点

・投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

≪委託会社におけるリスクマネジメント体制≫

リスク管理関連の委員会

◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価)の結果の報告、審議を行います。

◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。

リスク管理体制図

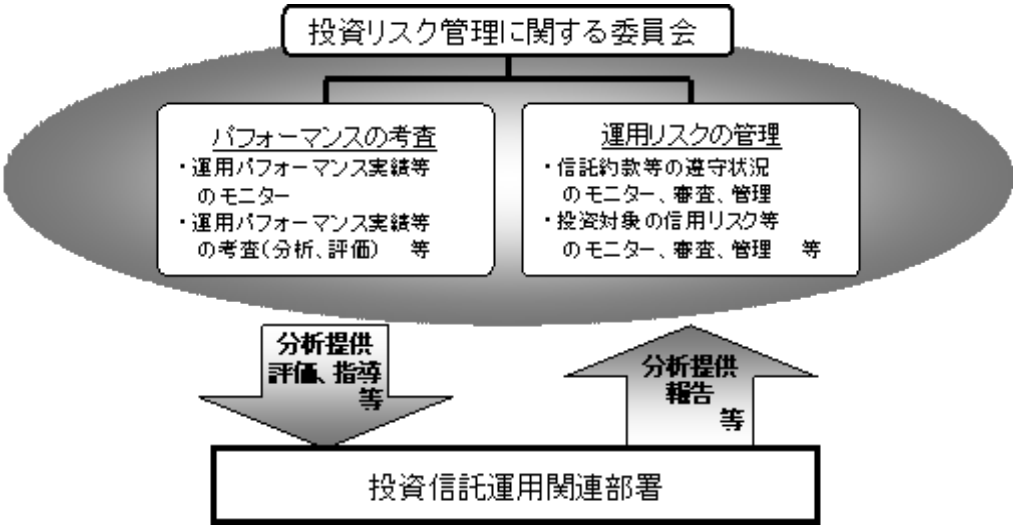

※投資リスクに関する管理体制等は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

①取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.15%(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率)(税抜3.0%)以内※で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。
なお、「マネープール・ファンド」へのスイッチングの場合は無手数料とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、後述の「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

②収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

(2)【換金(解約)手数料】

換金手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

＜野村南アフリカ資源関連株投信＞

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年10,000分の199.5(税抜年10,000分の190)の率を乗じて得た額とします。

また、信託報酬の配分について、販売会社は販売会社毎のファンドの純資産残高に応じて、受託会社はファンドの純資産総額に応じて次の通り(税抜)とします。なお、委託会社は信託報酬総額から、販売会社分および受託会社分を控除した分とします。

＜販売会社＞		＜受託会社＞	
販売会社毎のファンドの純資産残高		ファンドの純資産総額	
250億円以下の部分	年10,000分の65	250億円以下の部分	年10,000分の8
250億円超500億円以下の部分	年10,000分の70	250億円超500億円以下の部分	年10,000分の7
500億円超1,000億円以下の部分	年10,000分の75	500億円超1,000億円以下の部分	年10,000分の6
1,000億円超の部分	年10,000分の77.5	1,000億円超の部分	年10,000分の3

ファンドの信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

◆投資顧問会社であるインベステック・アセット・マネジメント（Pty）リミテッド（Investec Asset Management (Pty) Limited）およびインベステック・アセット・マネジメント・リミテッド（Investec Asset Management Limited）が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、平成23年以降の毎年3月および9月ならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、信託財産の日々の平均純資産総額に以下の率（外部委託先の合計の率とします。）を乗じて得た額とします。

平均純資産総額	率
250億円以下の部分	年0.60%
250億円超500億円以下の部分	年0.55%
500億円超1,000億円以下の部分	年0.50%
1,000億円超の部分	年0.48%

＜マネープール・ファンド＞

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に次に掲げる率(「信託報酬率」といいます。)を乗じて得た額とします。

また、信託報酬およびその配分については、「コールレート」に応じて次の通り(税抜)とします。

＜コールレート＞	信託報酬率	＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
0.4%未満	年10,000分の15.75 (税抜年10,000分の15)以内	年10,000分の 6.5以内	年10,000分の 7.0以内	年10,000分の 1.5以内
0.4%以上 0.65%未満	年10,000分の31.5 (税抜年10,000分の30)	年10,000分の13	年10,000分の14	年10,000分の3
0.65%以上	年10,000分の57.75 (税抜年10,000分の55)	年10,000分の22	年10,000分の28	年10,000分の5

※前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの日々の信託報酬率は、当該各月の前月最終5営業日間の当該信託の日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートの最低レート（以下「コールレート」といいます。）に応じた上記の率とします。なお、月中において、日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートが信託報酬率を下回った場合には、その翌日以降の信託報酬率はそのコール・ローンのオーバーナイト物レートをコールレートとし、上記の率として見直す場合があります。
信託報酬の総額は、ファンドの純資産総額に上記の信託報酬率を乗じて得た額とします。
また、信託報酬およびその配分については、「コールレート」に応じて上記（税抜）の通りとします。
ファンドの信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

※平成24年6月15日現在の信託報酬率は年0.021%（税抜年0.02%）となっております。

(4)【その他の手数料等】

①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。

③ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

＜野村南アフリカ資源関連株投信＞

④ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。

＜マネープール・ファンド＞

④ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用はファンドから支払われます。

※これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

＜収益分配金に対する課税＞

[平成24年12月31日までの間]

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税(配当控除は適用されません。)のいずれかを選択することもできます。

[平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間]

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10.147%(所得税7.147%および地方税3%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税(配当控除は適用されません。)のいずれかを選択することもできます。上記10.147%の税率は平成26年1月1日以後、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)となる予定です。

＜換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税＞

[平成24年12月31日までの間]

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10%の税率により源泉徴収が行なわれます。

[平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間]

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により10.147%(所得税7.147%および地方税3%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10.147%の税率により源泉徴収が行なわれます。なお、上記10.147%の税率は平成26年1月1日以後、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)となる予定です。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。

◆法人の投資家に対する課税

[平成24年12月31日までの間]

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収※が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

[平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間]

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、7.147%(所得税7.147%)の税率で源泉徴収※が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7.147%の税率は平成26年1月1日以後、15.315%(所得税15.315%)となる予定です。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

なお、益金不算入制度は適用されません。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

［個人の投資家の場合］

換金（解約）時および償還時の差益※については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

［法人の投資家の場合］

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■個別元本について■

◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。

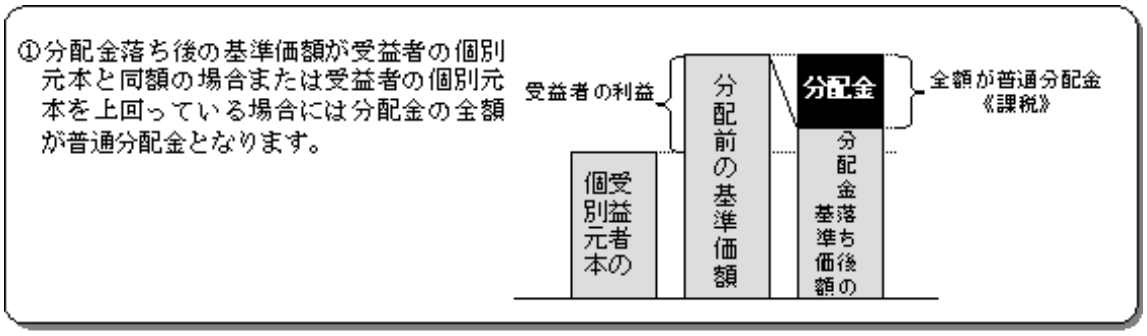

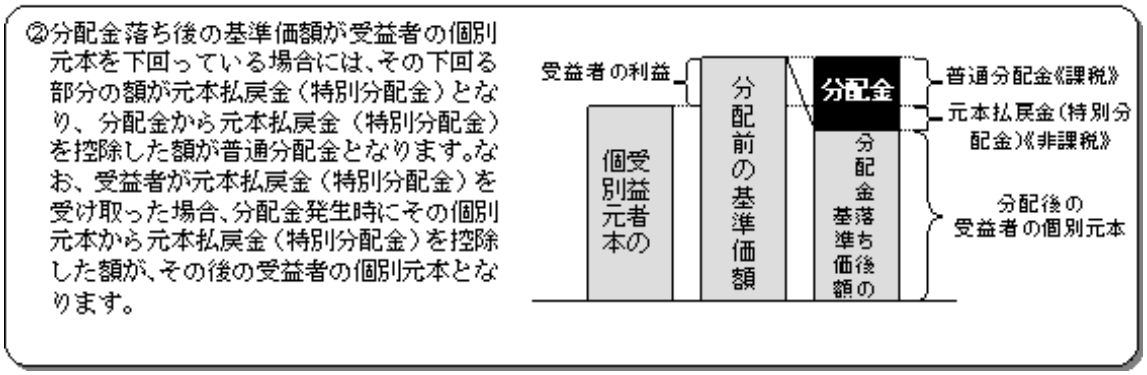

※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

(ご参考)

≪お客様に直接ご負担いただく費用・税金≫

時期	項目	費用	税金
買付時	申込手数料	3.15%（税抜3.0%）以内※1	消費税等相当額
換金時 （解約請求制）	信託財産留保額	0.5%※2	―――――

※1 基準価額に、3.15%(税抜3.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。
なお、マネープール・ファンドへのスイッチングの場合は無手数料とします。
詳しくは販売会社にお問い合わせください。
※2 基準価額に0.5%を乗じて得た額とします。なお、マネープール・ファンドには信託財産留保額はありません。

時期	項目	費用	税金
分配時	所得税および地方税	―――	普通分配金×10%※1
換金時 （解約請求制）	所得税および地方税	―――	換金時の差益(譲渡益)※2に対して10%※1
償還時	所得税および地方税	―――	償還時の差益(譲渡益)※2に対して10%※1

※1 個人の投資家の場合の税率です。法人の投資家の場合は税率等が異なります。詳しくは前述の「法人の投資家に対する課税」をご覧ください。
平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間は10.147%、平成26年1月1日以後は20.315%となる予定です。
※2 詳しくは前述の「換金（解約）時および償還時の課税について」をご覧ください。

※税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は平成24年4月27日現在の運用状況であります。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

「野村南アフリカ資源関連株投信」

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	イギリス	139,351,441	4.54
	南アフリカ	2,725,730,869	88.89
	小計	2,865,082,310	93.44
投資信託受益証券	アメリカ	142,374,090	4.64
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	58,621,578	1.91
合計(純資産総額)		3,066,077,978	100.00

「野村南アフリカ資源関連株投信 マネープール・ファンド」

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	2,122,530	99.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	21,160	0.98
合計(純資産総額)		2,143,690	100.00

＜ご参考＞
「野村マネーポートフォリオマザーファンド」

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	179,979,538	69.10
特殊債券	日本	10,027,000	3.85
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	70,419,740	27.04
合計(純資産総額)		260,426,278	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

「野村南アフリカ資源関連株投信」

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	南アフリカ	株式	ANGLO AMERICAN PLC	金属・鉱業	180,832	3,111.11	562,590,051	3,095.04	559,682,707	18.25
2	南アフリカ	株式	BHP BILLITON PLC	金属・鉱業	215,520	2,437.21	525,269,223	2,555.71	550,807,050	17.96
3	南アフリカ	株式	SASOL LTD	石油・ガス・消耗燃料	115,733	3,842.96	444,757,752	3,875.84	448,563,748	14.62
4	南アフリカ	株式	GOLD FIELDS LTD	金属・鉱業	250,105	1,117.60	279,517,848	1,058.51	264,739,043	8.63
5	南アフリカ	株式	ANGLOGOLD ASHANTI LTD	金属・鉱業	85,218	3,053.59	260,221,309	2,821.40	240,434,917	7.84
6	南アフリカ	株式	IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	金属・鉱業	100,679	1,654.42	166,566,035	1,559.63	157,022,149	5.12
7	南アフリカ	株式	EXXARO RESOURCES LTD	金属・鉱業	46,036	2,067.22	95,166,742	2,163.16	99,583,602	3.24
8	イギリス	株式	RIO TINTO PLC-REG	金属・鉱業	19,934	4,444.94	88,605,498	4,562.55	90,949,975	2.96
9	南アフリカ	株式	ANGLO AMERICAN PLATINUM LTD	金属・鉱業	13,257	5,893.58	78,131,306	5,272.19	69,893,555	2.27
10	アメリカ	投資信託受益証券	ETFS PHYSICAL PLATINUM	―	5,103	12,903.93	65,848,767	12,386.75	63,209,596	2.06
11	アメリカ	投資信託受益証券	ETFS CORN	―	417,921	157.26	65,724,358	148.82	62,195,533	2.02
12	南アフリカ	株式	DRDGOLD LTD	金属・鉱業	1,076,687	56.37	60,699,306	55.01	59,238,026	1.93
13	南アフリカ	株式	HARMONY GOLD MINING CO LTD	金属・鉱業	73,340	894.29	65,587,257	799.49	58,634,977	1.91
14	南アフリカ	株式	AFRICAN RAINBOW MINERALS LTD	金属・鉱業	30,417	1,879.61	57,172,328	1,858.31	56,524,519	1.84
15	南アフリカ	株式	SAPPI LIMITED	紙製品・林産品	179,602	294.94	52,972,412	293.46	52,707,511	1.71
16	イギリス	株式	XSTRATA PLC	金属・鉱業	30,835	1,452.08	44,774,902	1,569.69	48,401,466	1.57
17	南アフリカ	株式	PETMIN LTD	金属・鉱業	962,400	33.93	32,654,232	32.88	31,649,486	1.03
18	南アフリカ	株式	NORTHAM PLATINUM LTD	金属・鉱業	87,463	354.85	31,036,735	343.37	30,032,310	0.97
19	南アフリカ	株式	KUMBA IRON ORE LTD	金属・鉱業	3,116	5,376.49	16,753,160	5,652.21	17,612,305	0.57
20	アメリカ	投資信託受益証券	ETFS PHYSICAL PALLADIUM	―	3,210	5,203.46	16,703,129	5,286.28	16,968,961	0.55
21	南アフリカ	株式	TONGAAT HULETT LTD	食品	14,000	1,072.91	15,020,863	1,089.51	15,253,257	0.49
22	南アフリカ	株式	EASTERN PLATINUM LTD	金属・鉱業	399,656	35.91	14,353,085	33.40	13,351,707	0.43

「野村南アフリカ資源関連株投信 マネープール・ファンド」

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	投資信託受益証券	野村マネーポートフォリオ マザーファンド	2,114,285	1.0037	2,122,108	1.0039	2,122,530	99.01

＜ご参考＞

「野村マネーポートフォリオマザーファンド」

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	日本	国債証券	国庫短期証券 第２５５回	20,000,000	99.99	19,999,354	99.99	19,999,354	―	2012/5/7	7.67
2	日本	国債証券	国庫短期証券 第２５７回	20,000,000	99.99	19,998,936	99.99	19,998,936	―	2012/5/14	7.67
3	日本	国債証券	国庫短期証券 第２６０回	20,000,000	99.99	19,998,558	99.99	19,998,558	―	2012/5/21	7.67
4	日本	国債証券	国庫短期証券 第２６１回	20,000,000	99.99	19,998,200	99.99	19,998,200	―	2012/5/28	7.67
5	日本	国債証券	国庫短期証券 第２６２回	20,000,000	99.98	19,997,788	99.98	19,997,788	―	2012/6/4	7.67
6	日本	国債証券	国庫短期証券 第２６４回	20,000,000	99.98	19,997,456	99.98	19,997,456	―	2012/6/11	7.67
7	日本	国債証券	国庫短期証券 第２６５回	20,000,000	99.98	19,997,084	99.98	19,997,084	―	2012/6/18	7.67
8	日本	国債証券	国庫短期証券 第２６８回	20,000,000	99.98	19,996,648	99.98	19,996,648	―	2012/6/25	7.67
9	日本	国債証券	国庫短期証券 第２７３回	20,000,000	99.97	19,995,514	99.97	19,995,514	―	2012/7/17	7.67
10	日本	特殊債券	公営企業債券 政府保証第８１７回	10,000,000	100.27	10,027,000	100.27	10,027,000	1.3	2012/7/25	3.85

種類別及び業種別投資比率

「野村南アフリカ資源関連株投信」

種類	業種	投資比率(%)
株式	石油・ガス・消耗燃料	14.62
	金属・鉱業	76.59
	紙製品・林産品	1.71
	食品	0.49
	小計	93.44
投資信託受益証券	―	4.64
合計		98.08

「野村南アフリカ資源関連株投信 マネープール・ファンド」

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券	―	99.01
合計		99.01

＜ご参考＞

「野村マネーポートフォリオマザーファンド」

種類	業種	投資比率(%)
国債証券	―	69.10
特殊債券	―	3.85
合計		72.95

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】
平成24年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。
「野村南アフリカ資源関連株投信」

計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2011年3月28日)	8,441	8,557	1.0910	1.1060
第2期 (2012年3月26日)	3,312	3,312	0.9144	0.9144
2011年4月末日	8,012	―	1.1738	―
5月末日	7,478	―	1.0643	―
6月末日	6,605	―	1.0383	―
7月末日	5,371	―	0.9892	―
8月末日	4,714	―	0.9033	―
9月末日	3,905	―	0.7817	―
10月末日	4,405	―	0.9208	―
11月末日	3,711	―	0.8220	―
12月末日	3,490	―	0.8170	―
2012年1月末日	3,635	―	0.9035	―
2月末日	3,756	―	0.9823	―
3月末日	3,201	―	0.8910	―
4月末日	3,066	―	0.8837	―

「野村南アフリカ資源関連株投信 マネープール・ファンド」

計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2011年3月28日)	7	7	1.0008	1.0008
第2期 (2012年3月26日)	3	3	1.0017	1.0017
2011年4月末日	12	―	1.0009	―
5月末日	11	―	1.0009	―
6月末日	3	―	1.0011	―
7月末日	3	―	1.0011	―
8月末日	1	―	1.0013	―
9月末日	1	―	1.0013	―
10月末日	1	―	1.0013	―
11月末日	1	―	1.0014	―
12月末日	3	―	1.0015	―
2012年1月末日	3	―	1.0015	―
2月末日	3	―	1.0016	―
3月末日	3	―	1.0017	―
4月末日	2	―	1.0018	―

②【分配の推移】
「野村南アフリカ資源関連株投信」

期	1口当たりの分配金
第1期	0.0150　円
第2期	0.0000　円

「野村南アフリカ資源関連株投信 マネープール・ファンド」

期	1口当たりの分配金
第1期	0.0000　円
第2期	0.0000　円

③【収益率の推移】
「野村南アフリカ資源関連株投信」

期	収益率
第1期	10.6　%
第2期	△16.2　%

「野村南アフリカ資源関連株投信 マネープール・ファンド」

期	収益率
第1期	0.1　%
第2期	0.1　%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4)【設定及び解約の実績】

「野村南アフリカ資源関連株投信」

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	18,648,697,375	10,911,570,897	7,737,126,478
第2期	764,851,553	4,879,830,234	3,622,147,797

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

「野村南アフリカ資源関連株投信 マネープール・ファンド」

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	62,553,515	55,396,392	7,157,123
第2期	9,801,537	13,788,823	3,169,837

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

＜参考情報＞ 運用実績（2012年4月27日現在）

［基準価額・純資産の推移］ （日次：設定来）

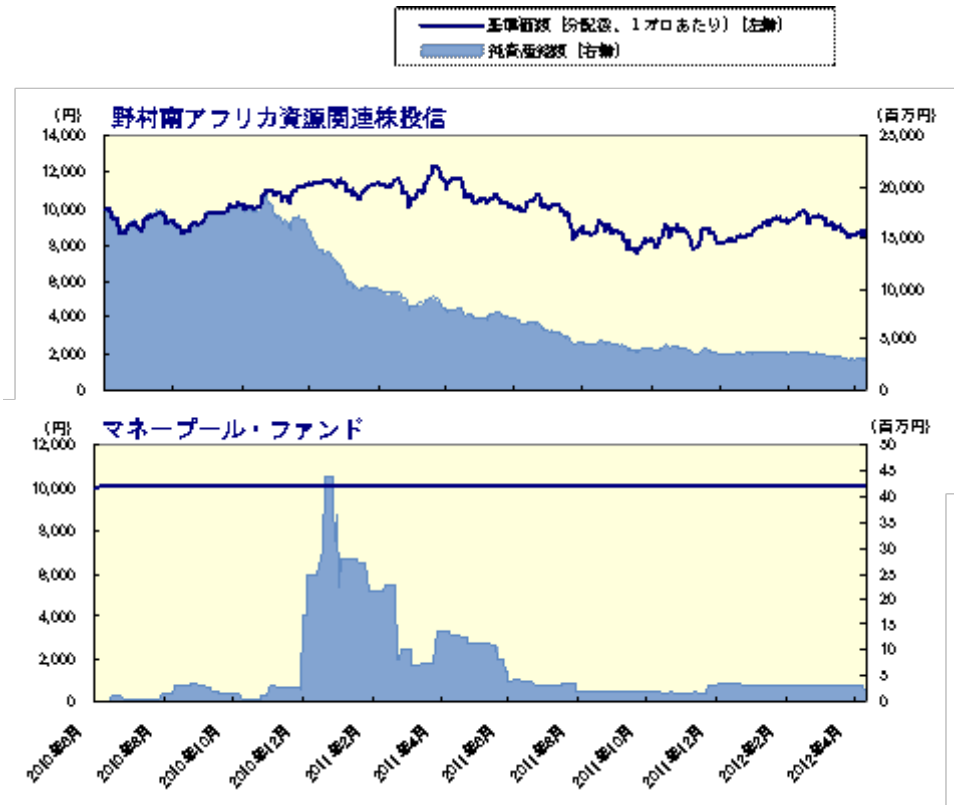

［分配の推移］ （1万口あたり、課税前）

野村南アフリカ資源関連株投信	
2012年3月	0 円
2011年3月	150 円
—	--
—	--
—	--
設定来累計	150 円

マネープール・ファンド	
2012年3月	0 円
2011年3月	0 円
—	--
—	--
—	--
設定来累計	0 円

［主要な資産の状況］

野村南アフリカ資源関連株投信

銘柄別投資比率(上位)

順位	銘柄	国/地域(通貨別)	業種	投資比率(%)
1	ANGLO AMERICAN PLC	南アフリカ	金属・鉱業	18.3
2	BHP BILLITON PLC	南アフリカ	金属・鉱業	18.0
3	SASOL LTD	南アフリカ	石油・ガス・消耗燃料	14.6
4	GOLD FIELDS LTD	南アフリカ	金属・鉱業	8.6
5	ANGLOGOLD ASHANTI LTD	南アフリカ	金属・鉱業	7.8
6	IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	南アフリカ	金属・鉱業	5.1
7	EXXARO RESOURCES LTD	南アフリカ	金属・鉱業	3.2
8	RIO TINTO PLC-REG	イギリス	金属・鉱業	3.0
9	ANGLO AMERICAN PLATINUM LTD	南アフリカ	金属・鉱業	2.3
10	ETFS PHYSICAL PLATINUM	アメリカ	―	2.1

業種別投資比率

順位	業種	投資比率(%)
1	金属・鉱業	76.6
2	石油・ガス・消耗燃料	14.6
3	紙製品・林産品	1.7
4	食品	0.5

マネープール・ファンド

実質的な銘柄別投資比率

順位	銘柄	種類	投資比率(%)
1	国庫短期証券　第255回	国債証券	7.6
2	国庫短期証券　第257回	国債証券	7.6
3	国庫短期証券　第260回	国債証券	7.6
4	国庫短期証券　第261回	国債証券	7.6
5	国庫短期証券　第262回	国債証券	7.6
6	国庫短期証券　第264回	国債証券	7.6
7	国庫短期証券　第265回	国債証券	7.6
8	国庫短期証券　第268回	国債証券	7.6
9	国庫短期証券　第273回	国債証券	7.6
10	公営企業債券　政府保証第817回	特殊債券	3.8

［年間収益率の推移］（暦年ベース）

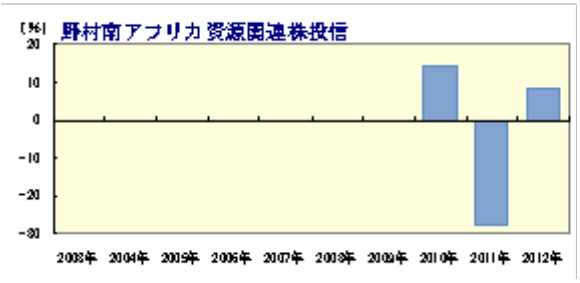

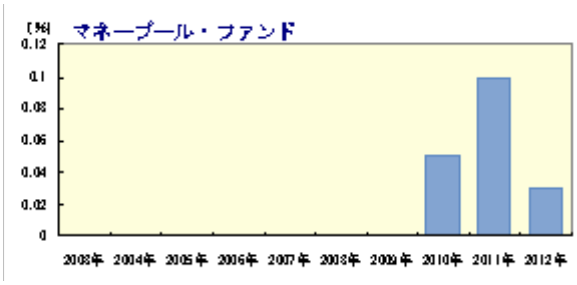

・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
・ファンドにベンチマークはありません。
・2010年は設定日（2010年6月17日）から年末までの収益率。
・2012年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。
●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込みの受付けについては、午後3時までに取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

なお、販売会社によっては、「マネープール・ファンド」のお取り扱いを行なわない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ただし、「野村南アフリカ資源関連株投信」は、販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として取得およびスイッチングの申込みができません。(申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。)

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)
＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。（原則として、お買付け後のコース変更はできません。）

販売の単位は、「一般コース」の場合は1万口以上1万口単位(当初元本1口＝1円)または１万円以上１円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1万円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合や、取得申込単位やお申込みコースの名称が前記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。(なお、「マネープール・ファンド」は、スイッチング以外による取得申込みはできません。)

■積立方式■

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約※を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

また、スイッチングによる申込みは、1万口以上1万口単位または1万円以上1円単位からできます。「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者がスイッチングに際し、全額をご換金した場合の手取金の全額をもって取得申込みを行なう場合は、1口単位とします。

販売会社によっては、スイッチングのお取り扱いを行なわない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

「野村南アフリカ資源関連株投信」については、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込み(スイッチングの申込みを含みます。)の受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込み(スイッチングの申込みを含みます。)の受付けを取り消す場合があります。

「マネープール・ファンド」については、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。

＜申込手数料＞

(ⅰ)取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.15%(税抜3.0%)以内※で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。なお、「マネープール・ファンド」へのスイッチングの場合は無手数料とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

(ⅱ)収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金(解約)手続等】

受益者は、受益権を、「一般コース」の場合は1万口単位、1口単位または1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1円単位または1口単位で換金できます。

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付けについては、午後3時までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

なお、「野村南アフリカ資源関連株投信」は、販売会社の営業日であっても、申込不可日には、原則として換金(スイッチングのための換金を含みます。)の申込みができません。(申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。)

換金価額は、「野村南アフリカ資源関連株投信」については、換金のお申込み日の翌営業日の基準価

額から信託財産留保額※を差し引いた価額、「マネープール・ファンド」については、換金のお申込み日の翌営業日の基準価額となります。

「野村南アフリカ資源関連株投信」については、信託財産留保額は、基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

換金時の税金につきましては「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧下さい。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)
＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

なお、「野村南アフリカ資源関連株投信」において、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件3億円を超える一部解約は行なえません。また、「マネープール・ファンド」を含む各ファンドにおいて、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により一部解約の金額に制限を設ける場合や一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して8営業日目から販売会社において支払います。ただし、「野村南アフリカ資源関連株投信」については、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

「野村南アフリカ資源関連株投信」については、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

「マネープール・ファンド」については、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

※換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

＜基準価額の計算方法＞

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日※1の金融商品取引所の終値で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。
公社債等	原則として、基準価額計算日※1における以下のいずれかの価額で評価します。※2 ①日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値） ②第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額 ③価格情報会社の提供する価額
上場投資信託証券	原則として、基準価額計算日※1の金融商品取引所の終値で評価します。

※1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
※2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)
＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成27年3月26日までとします(平成22年6月17日設定)。

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

原則として、毎年3月27日から翌年3月26日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、平成27年3月26日とします。

(5)【その他】

(a)ファンドの繰上償還条項

(ⅰ)「野村南アフリカ資源関連株投信」が償還となる場合は、「マネープール・ファンド」の信託契約を解約し、ファンドを終了（繰上償還）させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ⅱ)「野村南アフリカ資源関連株投信」の受益権の口数が30億口を下回った場合は、受益者と合意のうえ、「野村南アフリカ資源関連株投信」を終了（繰上償還）させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ⅲ)次のいずれかの場合には、受益者と合意のうえ、各ファンドの信託契約を解約し、各ファンドを終了（繰上償還）させる場合があります。

①受益者に有利であると認めるとき

②やむを得ない事情が発生したとき

この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b)信託期間の終了

(ⅰ)委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項(ⅱ)および(ⅲ)」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(ⅱ)上記(ⅰ)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(ⅲ)上記(ⅰ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(ⅳ)上記(ⅰ)から(ⅲ)までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ⅰ)から(ⅲ)までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(ⅴ)委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(ⅵ)委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更等(ⅳ)」の書面決議が否決となる場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。

(c)運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

(d)信託約款の変更等

(ⅰ)委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

(ⅱ)委託者は、上記(ⅰ)の事項(上記(ⅰ)の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(ⅲ)上記(ⅱ)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(ⅳ)上記(ⅱ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の２以上に当たる多数をもって行ないます。

(ⅴ)書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(ⅵ)上記(ⅱ)から(ⅴ)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(ⅶ)上記(ⅰ)から(ⅵ)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(e)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

http://www.nomura-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f)受託者の辞任および解任に伴う取扱い

(ⅰ)受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(d)信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

(ⅱ)委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(g)反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」(ⅰ)または「(d)信託約款の変更等」(ⅱ)に規定する書面に付記します。

(h)他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1.他の受益者の氏名または名称および住所

2.他の受益者が有する受益権の内容

(i)関係法人との契約の更新に関する手続

(ⅰ)委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

(ⅱ)委託者と投資顧問会社との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

＜自動けいぞく投資契約を結んでいない場合＞

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

＜自動けいぞく投資契約を結んでいる場合＞

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

②償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営

業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③換金(解約)請求権

■換金(解約)の単位■

受益者は、受益権を「一般コース」の場合は1万口単位、1口単位または1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1円単位または1口単位で換金できます。

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■換金(解約)代金の支払い開始日■

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、8営業日目から受益者にお支払いします。ただし、「野村南アフリカ資源関連株投信」については、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

第3【ファンドの経理状況】

野村南アフリカ資源関連株投信

（１）　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第1期計算期間(平成22年6月17日から平成23年3月28日まで)および第2期計算期間(平成23年3月29日から平成24年3月26日まで)については内閣府令第45号附則第3条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

投資信託財産計算規則は、平成23年7月8日付内閣府令第33号により改正されておりますが、第1期計算期間(平成22年6月17日から平成23年3月28日まで)については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第2期計算期間(平成23年3月29日から平成24年3月26日まで)については内閣府令第33号附則第2条により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）　当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(平成22年6月17日から平成23年3月28日まで)および第2期計算期間(平成23年3月29日から平成24年3月26日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【野村南アフリカ資源関連株投信】

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 平成23年 3月28日現在	第2期 平成24年 3月26日現在
資産の部		
流動資産		
預金	107,484,968	3,481,356
コール・ローン	279,065,973	96,094,762
株式	7,938,820,594	3,112,764,029
投資信託受益証券	261,301,226	151,107,000
未収入金	24,611,328	―
未収配当金	23,388,958	12,950,844
未収利息	739	239
流動資産合計	8,634,673,786	3,376,398,230
資産合計	8,634,673,786	3,376,398,230
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	116,056,897	―
未払解約金	15,725,717	26,715,657
未払受託者報酬	2,582,362	1,575,521
未払委託者報酬	58,748,698	35,843,055
その他未払費用	96,804	59,024
流動負債合計	193,210,478	64,193,257
負債合計	193,210,478	64,193,257
純資産の部		
元本等		
元本	7,737,126,478	3,622,147,797
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	704,336,830	△309,942,824
（分配準備積立金）	683,961,094	298,915,163
元本等合計	8,441,463,308	3,312,204,973
純資産合計	8,441,463,308	3,312,204,973
負債純資産合計	8,634,673,786	3,376,398,230

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自平成22年 6月17日 至平成23年 3月28日	第2期 自平成23年 3月29日 至平成24年 3月26日
営業収益		
受取配当金	245,319,672	108,460,071
受取利息	10,088,943	1,611,242
有価証券売買等損益	2,182,440,222	△410,253,598
為替差損益	△272,734,001	△634,595,371
営業収益合計	2,165,114,836	△934,777,656
営業費用		
受託者報酬	9,762,288	4,258,368
委託者報酬	222,092,005	96,877,684
その他費用	4,316,559	2,859,917
営業費用合計	236,170,852	103,995,969
営業利益	1,928,943,984	△1,038,773,625
経常利益	1,928,943,984	△1,038,773,625
当期純利益	1,928,943,984	△1,038,773,625
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	1,128,925,993	△408,882,317
期首剰余金又は期首欠損金（△）	―	704,336,830
剰余金増加額又は欠損金減少額	20,666,553	35,114,069
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	20,666,553	35,114,069
剰余金減少額又は欠損金増加額	290,817	419,502,415
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	290,817	419,502,415
分配金	116,056,897	―
期末剰余金又は期末欠損金（△）	704,336,830	△309,942,824

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第1期 自 平成22年6月17日 至 平成23年3月28日	第2期 自 平成23年3月29日 至 平成24年3月26日
１運用資産の評価基準 及び評価方法	(１) 株式及び投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。	(１) 株式及び投資信託受益証券 同左
２外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。	同左
３費用・収益の計上基準	(１) 受取配当金 (1) 株式 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 投資信託受益証券 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。	(１) 受取配当金 同左
	(２) 有価証券売買等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。	(２) 有価証券売買等損益及び為替差損益 同左
４その他	当ファンドの計算期間は期末が休日のため、平成22年6 月17日(設定日)から平成23年3月28日までとなっております。	当ファンドの計算期間は前期末が休日のため、平成23年3月29日から平成24年3月26日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第1期 平成23年3月28日現在	第2期 平成24年3月26日現在
１ 計算期間の末日における受益権の総数 7,737,126,478 口	１ 計算期間の末日における受益権の総数 3,622,147,797 口 ２ 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 309,942,824 円
２ 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 １口当たり純資産額 1.0910 円 (10,000口当たり純資産額 10,910 円)	３ 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 １口当たり純資産額 0.9144 円 (10,000口当たり純資産額 9,144 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自 平成22年6月17日 至 平成23年3月28日	第2期 自 平成23年3月29日 至 平成24年3月26日
1 運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 69,869,407 円 2 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額820,393,727円(10,000口当たり1,060円)のうち、116,056,897円(10,000口当たり150円)を分配金額としております。	1 運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 30,415,916 円 2 分配金の計算過程 該当事項はございません。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	126,346,410 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	673,671,581 円
収益調整金額	C	20,375,736 円
分配準備積立金額	D	－ 円
当ファンドの分配対象収益額	E＝A+B+C+D	820,393,727 円
当ファンドの期末残存口数	F	7,737,126,478 口
10,000口当たり収益分配対象額	G＝E/F×10,000	1,060 円
10,000口当たり分配金額	H	150 円
収益分配金金額	I＝F×H/10,000	116,056,897 円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第1期 自 平成22年6月17日 至 平成23年3月28日	第2期 自 平成23年3月29日 至 平成24年3月26日
1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1 金融商品に対する取組方針 同左
2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の２有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 同左
3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3 金融商品に係るリスク管理体制 同左
4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第1期 平成23年3月28日現在	第2期 平成24年3月26日現在
1　貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2　時価の算定方法 ○株式及び投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ○コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1　貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2　時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期 自　平成22年6月17日 至　平成23年3月28日	第2期 自　平成23年3月29日 至　平成24年3月26日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)
１元本の移動

第1期 自 平成22年6月17日 至 平成23年3月28日		第2期 自 平成23年3月29日 至 平成24年3月26日	
期首元本額	― 円	期首元本額	7,737,126,478 円
期中追加設定元本額	18,648,697,375 円	期中追加設定元本額	764,851,553 円
期中一部解約元本額	10,911,570,897 円	期中一部解約元本額	4,879,830,234 円

２有価証券関係
売買目的有価証券

	第1期 自 平成22年6月17日 至 平成23年3月28日	第2期 自 平成23年3月29日 至 平成24年3月26日
種類	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
株式	953,797,407	△354,798,460
投資信託受益証券	41,937,461	△14,192,731
合計	995,734,868	△368,991,191

３デリバティブ取引関係
第1期(自　平成22年6月17日至　平成23年3月28日)
該当事項はございません。
第2期(自　平成23年3月29日至　平成24年3月26日)
該当事項はございません。

(4)【附属明細表】

第１有価証券明細表

(1)株式

(平成24年3月26日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
英ポンド	RIO TINTO PLC-REG	19,934	33.82	674,267.55	
	XSTRATA PLC	36,235	11.05	400,577.92	
計	銘柄数：2			1,074,845.47	
				(141,127,210)	
	組入時価比率：4.3%			4.5%	
ランド	SASOL LTD	115,733	368.10	42,601,317.30	
	AFRICAN RAINBOW MINERALS LTD	30,417	180.04	5,476,276.68	
	ANGLO AMERICAN PLATINUM LTD	13,257	564.52	7,483,841.64	
	ANGLO AMERICAN PLC	193,232	298.00	57,583,136.00	
	ANGLOGOLD ASHANTI LTD	85,218	292.49	24,925,412.82	
	BHP BILLITON PLC	247,420	233.45	57,760,199.00	
	DRDGOLD LTD	1,076,687	5.40	5,814,109.80	
	EASTERN PLATINUM LTD	399,656	3.44	1,374,816.64	
	EXXARO RESOURCES LTD	46,036	198.01	9,115,588.36	
	GOLD FIELDS LTD	250,105	107.05	26,773,740.25	
	HARMONY GOLD MINING CO LTD	73,340	85.66	6,282,304.40	
	IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	106,779	158.47	16,921,268.13	
	KUMBA IRON ORE LTD	3,116	514.99	1,604,708.84	

	NORTHAM PLATINUM LTD	116,463	33.99	3,958,577.37	
	PETMIN LTD	1,142,600	3.25	3,713,450.00	
	ROYAL BAFOKENG PLATINUM LTD	39,005	63.98	2,495,539.90	
	SAPPI LIMITED	6,919	26.50	183,353.50	
	TONGAAT HULETT LTD	20,500	102.77	2,106,785.00	
計	銘柄数：18			276,174,425.63	
				(2,971,636,819)	
	組入時価比率：89.7%			95.5%	
合計				3,112,764,029	
				(3,112,764,029)	

(注)
1 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。
2 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券　　(平成24年3月26日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ETFS CORN	417,921	809,512.97	
	ETFS PHYSICAL PALLADIUM	3,210	205,728.90	
	ETFS PHYSICAL PLATINUM	5,103	811,045.30	
米ドル計	銘柄数：3	426,234	1,826,287.17	
			(151,107,000)	
	組入時価比率：4.6%		100.0%	
投資信託受益証券計			151,107,000	
			(151,107,000)	
合計			151,107,000	
			(151,107,000)	

(注) 1　通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。
2　合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3　比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はございません。

野村南アフリカ資源関連株投信 マネープール・ファンド

（１）　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第1期計算期間(平成22年6月17日から平成23年3月28日まで)および第2期計算期間(平成23年3月29日から平成24年3月26日まで)については内閣府令第45号附則第3条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

投資信託財産計算規則は、平成23年7月8日付内閣府令第33号により改正されておりますが、第1期計算期間(平成22年6月17日から平成23年3月28日まで)については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第2期計算期間(平成23年3月29日から平成24年3月26日まで)については内閣府令第33号附則第2条により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）　当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(平成22年6月17日から平成23年3月28日まで)および第2期計算期間(平成23年3月29日から平成24年3月26日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【野村南アフリカ資源関連株投信 マネープール・ファンド】
(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 平成23年 3月28日現在	第2期 平成24年 3月26日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,332,641	31,712
親投資信託受益証券	6,933,917	3,143,753
未収利息	8	―
流動資産合計	10,266,566	3,175,465
資産合計	10,266,566	3,175,465
負債の部		
流動負債		
未払解約金	3,102,583	―
未払受託者報酬	139	16
未払委託者報酬	1,211	181
流動負債合計	3,103,933	197
負債合計	3,103,933	197
純資産の部		
元本等		
元本	7,157,123	3,169,837
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	5,510	5,431
（分配準備積立金）	5,239	4,484
元本等合計	7,162,633	3,175,268
純資産合計	7,162,633	3,175,268
負債純資産合計	10,266,566	3,175,465

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自平成22年 6月17日 至平成23年 3月28日	第2期 自平成23年 3月29日 至平成24年 3月26日
営業収益		
受取利息	516	179
有価証券売買等損益	8,036	4,653
営業収益合計	8,552	4,832
営業費用		
受託者報酬	144	75
委託者報酬	1,308	738
営業費用合計	1,452	813
営業利益	7,100	4,019
経常利益	7,100	4,019
当期純利益	7,100	4,019
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	5,888	2,389
期首剰余金又は期首欠損金（△）	―	5,510
剰余金増加額又は欠損金減少額	33,042	10,059
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	33,042	10,059
剰余金減少額又は欠損金増加額	28,744	11,768
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	28,744	11,768
分配金	―	―
期末剰余金又は期末欠損金（△）	5,510	5,431

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第1期 自 平成22年6月17日 至 平成23年3月28日	第2期 自 平成23年3月29日 至 平成24年3月26日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1 親投資信託受益証券) 基準価額で評価しております。	(1 親投資信託受益証券) 同左
2 費用・収益の計上基準	(1 有価証券売買等損益) 約定日基準で計上しております。	(1 有価証券売買等損益) 同左
3 その他	当ファンドの計算期間は期末が休日のため、平成22年6月17日(設定日)から平成23年3月28日までとなっております。	当ファンドの計算期間は前期末が休日のため、平成23年3月29日から平成24年3月26日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第1期 平成23年3月28日現在	第2期 平成24年3月26日現在
1 計算期間の末日における受益権の総数 7,157,123 口	1 計算期間の末日における受益権の総数 3,169,837 口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 １口当たり純資産額 1.0008 円 (10,000口当たり純資産額 10,008 円)	2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 １口当たり純資産額 1.0017 円 (10,000口当たり純資産額 10,017 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自 平成22年6月17日 至 平成23年3月28日	第2期 自 平成23年3月29日 至 平成24年3月26日
1 分配金の計算過程 該当事項はございません。	1 分配金の計算過程 該当事項はございません。

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第1期 自 平成22年6月17日 至 平成23年3月28日	第2期 自 平成23年3月29日 至 平成24年3月26日
1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1 金融商品に対する取組方針 同左
2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の２有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	3 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	同左
4　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	4　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第1期 平成23年3月28日現在	第2期 平成24年3月26日現在
1　貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1　貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2　時価の算定方法 ○親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ○コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2　時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期 自　平成22年6月17日 至　平成23年3月28日	第2期 自　平成23年3月29日 至　平成24年3月26日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)
１元本の移動

第1期 自 平成22年6月17日 至 平成23年3月28日		第2期 自 平成23年3月29日 至 平成24年3月26日	
期首元本額	― 円	期首元本額	7,157,123 円
期中追加設定元本額	62,553,515 円	期中追加設定元本額	9,801,537 円
期中一部解約元本額	55,396,392 円	期中一部解約元本額	13,788,823 円

２有価証券関係
売買目的有価証券

	第1期 自 平成22年6月17日 至 平成23年3月28日	第2期 自 平成23年3月29日 至 平成24年3月26日
種類	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	2,074	2,192
合計	2,074	2,192

３デリバティブ取引関係
第1期(自　平成22年6月17日至　平成23年3月28日)
該当事項はございません。
第2期(自　平成23年3月29日至　平成24年3月26日)
該当事項はございません。

(4)【附属明細表】

第１有価証券明細表
(1)株式(平成24年3月26日現在)
該当事項はございません。

(2)株式以外の有価証券　(平成24年3月26日現在)

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	野村マネーポートフォリオマザーファンド		3,143,753	
親投資信託受益証券計	銘柄数：1		3,143,753	
	組入時価比率：99.0%		100.0%	
合計			3,143,753	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はございません。

参考

「野村南アフリカ資源関連株投信 マネープール・ファンド」は「野村マネーポートフォリオ マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

1 「野村マネーポートフォリオ マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

対象年月日	平成24年3月26日現在
科目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	68,764,466
国債証券	279,958,952
特殊債券	10,036,600
現先取引勘定	239,953,500
未収利息	27,227
前払費用	36,328
流動資産合計	598,777,073
資産合計	598,777,073
負債の部	
流動負債	
未払金	19,994,700
未払解約金	4,300,942
流動負債合計	24,295,642
負債合計	24,295,642
純資産の部	
元本等	
元本	572,318,537
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	2,162,894
元本等合計	574,481,431
純資産合計	574,481,431
負債純資産合計	598,777,073

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	自 平成23年3月29日 至 平成24年3月26日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 国債証券及び特殊債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 その他	(1) 現先取引 現先取引の会計処理については、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成20年3月10日)の規定によっております。

(貸借対照表に関する注記)

平成24年3月26日現在	
1　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
１口当たり純資産額	1.0038 円
(10,000口当たり純資産額	10,038 円)

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 平成23年3月29日
至 平成24年3月26日

1　金融商品に対する取組方針
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(3)附属明細表に記載しております。
これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

3　金融商品に係るリスク管理体制
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。
○市場リスクの管理
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。
○信用リスクの管理
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。
○流動性リスクの管理
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

4　金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月26日現在

1　貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2　時価の算定方法
○国債証券及び特殊債券
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
○コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

平成24年3月26日現在		
1　元本の移動及び期末元本額の内訳		
期首	平成23年3月29日	
期首元本額	844,521,227	円
期首より平成24年3月26日までの期中追加設定元本額	1,815,186,983	円
期首より平成24年3月26日までの期中一部解約元本額	2,087,389,673	円
期末元本額	572,318,537	円
期末元本額の内訳＊		
野村インド株投資マネープール・ファンド	81,859,530	円
野村原油先物投信(マネープールファンド)年2回決算型	8,412,223	円
野村金先物投信(マネープールファンド)年2回決算型	142,141,532	円
野村PIMCO・米国ハイ・イールド債券投信(マネープールファンド)年2回決算型	80,778,198	円
野村南アフリカ資源関連株投信 マネープール・ファンド	3,131,852	円
野村原油先物投信(豪ドルコース)毎月分配型	269,001	円
野村原油先物投信(ブラジルレアルコース)毎月分配型	896,447	円
野村原油先物投信(南アフリカランドコース)毎月分配型	14,954	円
野村原油先物投信(豪ドルコース)年2回決算型	562,831	円
野村原油先物投信(ブラジルレアルコース)年2回決算型	213,148	円
野村原油先物投信(南アフリカランドコース)年2回決算型	5,890	円
野村金先物投信(豪ドルコース)毎月分配型	466,853	円
野村金先物投信(ブラジルレアルコース)毎月分配型	876,560	円
野村金先物投信(南アフリカランドコース)毎月分配型	32,392	円
野村金先物投信(豪ドルコース)年2回決算型	786,800	円
野村金先物投信(ブラジルレアルコース)年2回決算型	351,773	円
野村金先物投信(南アフリカランドコース)年2回決算型	43,216	円
野村PIMCO・米国ハイ・イールド債券投信(円コース)毎月分配型	17,792,738	円
野村PIMCO・米国ハイ・イールド債券投信(豪ドルコース)毎月分配型	23,889,190	円
野村PIMCO・米国ハイ・イールド債券投信(ニュージーランドドルコース)毎月分配型	2,227,489	円
野村PIMCO・米国ハイ・イールド債券投信(ブラジルレアルコース)毎月分配型	171,678,357	円
野村PIMCO・米国ハイ・イールド債券投信(南アフリカランドコース)毎月分配型	8,882,619	円
野村PIMCO・米国ハイ・イールド債券投信(メキシコペソコース)毎月分配型	11,475,486	円
野村PIMCO・米国ハイ・イールド債券投信(円コース)年2回決算型	2,878,359	円
野村PIMCO・米国ハイ・イールド債券投信(豪ドルコース)年2回決算型	3,167,140	円
野村PIMCO・米国ハイ・イールド債券投信(ニュージーランドドルコース)年2回決算型	170,107	円
野村PIMCO・米国ハイ・イールド債券投信(ブラジルレアルコース)年2回決算型	8,893,025	円
野村PIMCO・米国ハイ・イールド債券投信(南アフリカランドコース)年2回決算型	247,658	円
野村PIMCO・米国ハイ・イールド債券投信(メキシコペソコース)年2回決算型	173,169	円

＊当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3)附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1)株式(平成24年3月26日現在)

該当事項はございません。

(2)株式以外の有価証券 (平成24年3月26日現在)

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
国債証券	国庫短期証券 第２４７回	20,000,000	19,999,754	
	国庫短期証券 第２４８回	20,000,000	19,999,188	
	国庫短期証券 第２５０回	20,000,000	19,998,780	
	国庫短期証券 第２５２回	20,000,000	19,998,442	
	国庫短期証券 第２５４回	20,000,000	19,998,144	
	国庫短期証券 第２５５回	20,000,000	19,997,626	
	国庫短期証券 第２５７回	20,000,000	19,997,208	
	国庫短期証券 第２６０回	20,000,000	19,996,830	
	国庫短期証券 第２６１回	20,000,000	19,996,408	
	国庫短期証券 第２６２回	20,000,000	19,995,996	
	国庫短期証券 第２６４回	20,000,000	19,995,664	
	国庫短期証券 第２６５回	20,000,000	19,995,292	
	国庫短期証券 第２６８回	20,000,000	19,994,920	
	国庫短期証券 第２６９回	20,000,000	19,994,700	
国債証券計	銘柄数：14	280,000,000	279,958,952	
	組入時価比率：48.7%		96.5%	
特殊債券	公営企業債券 政府保証第８１７回	10,000,000	10,036,600	
特殊債券計	銘柄数：1	10,000,000	10,036,600	
	組入時価比率：1.7%		3.5%	
合計			289,995,552	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】　　平成24年4月27日現在

「野村南アフリカ資源関連株投信」

Ⅰ	資産総額	3,112,702,577	円
Ⅱ	負債総額	46,624,599	円
Ⅲ	純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	3,066,077,978	円
Ⅳ	発行済口数	3,469,721,455	口
Ⅴ	1口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	0.8837	円

「野村南アフリカ資源関連株投信 マネープール・ファンド」

Ⅰ	資産総額	3,235,692	円
Ⅱ	負債総額	1,092,002	円
Ⅲ	純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	2,143,690	円
Ⅳ	発行済口数	2,139,837	口
Ⅴ	1口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	1.0018	円

＜ご参考＞
「野村マネーポートフォリオマザーファンド」

Ⅰ	資産総額	263,211,297	円
Ⅱ	負債総額	2,785,019	円
Ⅲ	純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	260,426,278	円
Ⅳ	発行済口数	259,422,955	口
Ⅴ	1口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	1.0039	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5)受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

平成24年4月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

委員会

取締役3名以上(但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者)で構成され、イ)指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ)報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ)監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b)投資信託の運用体制

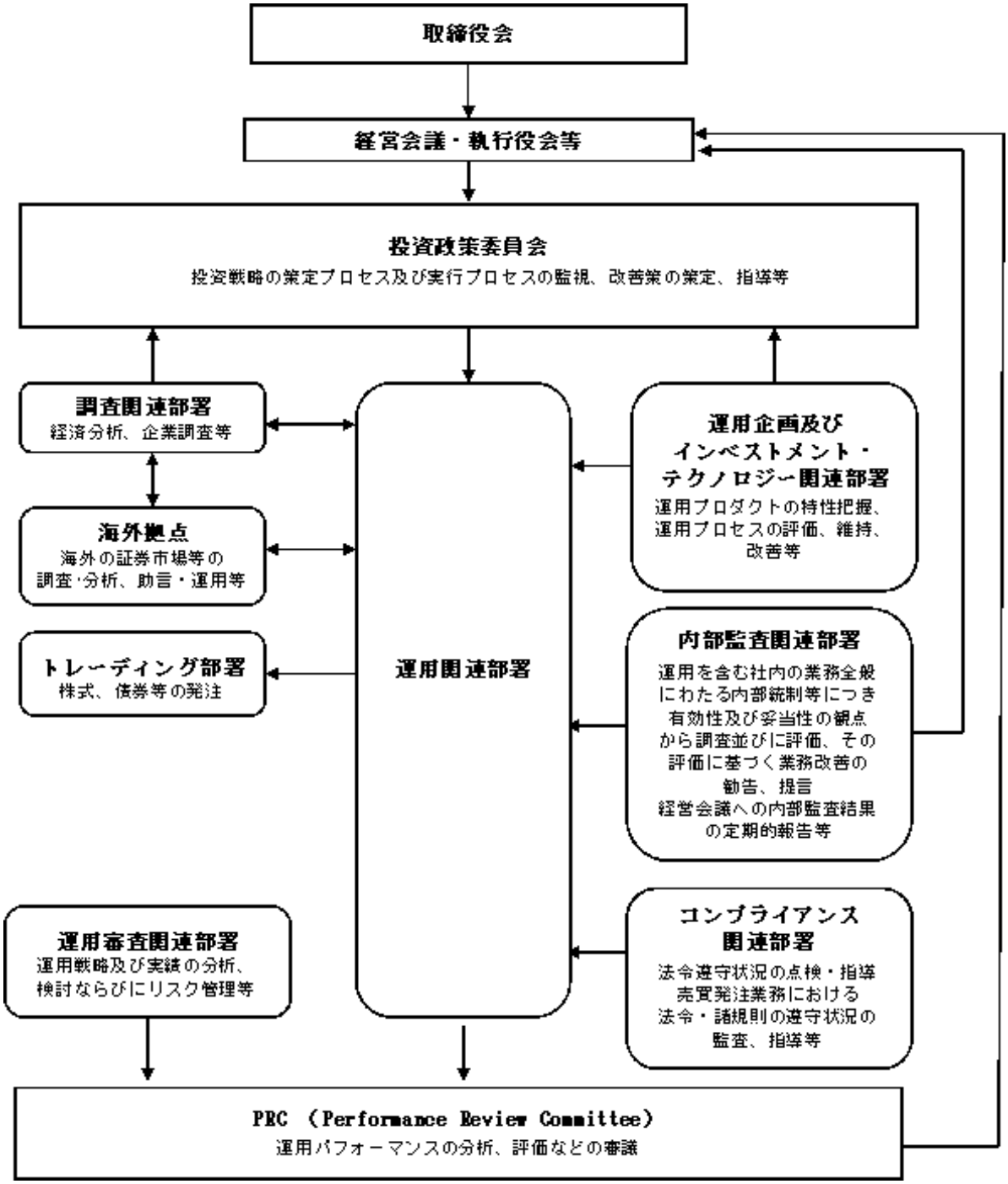
取締役会
経営会議・執行役会等
投資政策委員会
投資戦略の策定プロセス及び実行プロセスの監視、改善策の策定、指導等
調査関連部署
経済分析、企業調査等
海外拠点
海外の証券市場等の
調査･分析、助言・運用等
トレーディング部署
株式、債券等の発注
運用関連部署
運用企画及び
インベストメント・
テクノロジー関連部署
運用プロダクトの特性把握、
運用プロセスの評価、維持、
改善等
内部監査関連部署
運用を含む社内の業務全般
にわたる内部統制等につき
有効性及び妥当性の観点
から調査並びに評価、その
評価に基づく業務改善の
勧告、提言
経営会議への内部監査結果
の定期的報告等
コンプライアンス
関連部署
法令遵守状況の点検・指導
売買発注業務における
法令・諸規則の遵守状況の
監査、指導等
運用審査関連部署
運用戦略及び実績の分析、
検討ならびにリスク管理等
PRC （Performance Review Committee）
運用パフォーマンスの分析、評価などの審議

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成24年3月30日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	765	10,246,303
単位型株式投資信託	38	239,129
追加型公社債投資信託	18	4,783,408
単位型公社債投資信託	0	0
合計	821	15,268,839

3 【委託会社等の経理状況】

１．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年８月６日内閣府令第52号)により作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成21年３月24日付内閣府令第５号により改正されておりますが、第51期事業年度(前事業年度)は改正前、第52期事業年度(当事業年度)は改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年８月６日内閣府令第52号)により作成しております。

２．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

３．委託会社の財務諸表については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、前事業年度及び当事業年度の財務諸表ならびに当中間会計期間の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (平成22年3月31日)		当事業年度 (平成23年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			520		538
金銭の信託			38,530		39,575
有価証券			5,100		1,400
短期貸付金			126		166
前払金			0		0
前払費用			47		41
未収入金			79		171
未収委託者報酬			9,756		10,032
未収収益			2,645		3,761
繰延税金資産			1,513		1,736
その他			143		12
貸倒引当金			△6		△6
流動資産計			58,457		57,430
固定資産					
有形固定資産			1,729		1,823
建物	※２	635		576	
器具備品	※２	1,094		1,246	
無形固定資産			11,839		10,649
ソフトウェア		11,836		10,647	
電話加入権		1		1	
その他		1		0	
投資その他の資産			28,988		32,430
投資有価証券		11,614		8,648	
関係会社株式		16,099		22,609	
従業員長期貸付金		366		235	
長期差入保証金		66		64	
長期前払費用		23		24	
繰延税金資産		490		582	
その他		327		265	
貸倒引当金		△0		△0	
固定資産計			42,557		44,903
資産合計			101,014		102,333

		前事業年度　(平成22年3月31日)		当事業年度　(平成23年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			11,000		8,000
預り金			95		87
未払金	※1		6,217		7,645
未払収益分配金		4		4	
未払償還金		61		79	
未払手数料		4,226		4,517	
その他未払金		1,925		3,043	
未払費用	※1		7,594		7,373
未払法人税等			849		800
前受収益			9		9
賞与引当金			2,538		2,900
流動負債計			28,305		26,818
固定負債					
退職給付引当金			4,576		4,064
時効後支払損引当金			475		481
その他			351		65
固定負債計			5,403		4,611
負債合計			33,708		31,429
(純資産の部)					
株主資本			64,074		68,279
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			11,729		11,729
資本準備金		11,729		11,729	
利益剰余金			35,164		39,369
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		34,479		38,684	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		9,872		14,077	
評価・換算差額等			3,231		2,624
その他有価証券評価差額金			3,056		2,694
繰延ヘッジ損益			175		△69
純資産合計			67,306		70,903
負債・純資産合計			101,014		102,333

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)		当事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			76,293		81,230
運用受託報酬			10,576		13,165
その他営業収益			57		143
営業収益計			86,927		94,539
営業費用					
支払手数料			35,199		39,741
広告宣伝費			1,155		1,155
公告費			0		―
受益証券発行費			10		6
調査費			20,998		20,709
調査費		1,394		1,310	
委託調査費		19,603		19,398	
委託計算費			883		917
営業雑経費			2,493		2,451
通信費		222		207	
印刷費		1,293		1,148	
協会費		71		73	
諸経費		905		1,022	
営業費用計			60,740		64,980
一般管理費					
給料			9,912		10,131
役員報酬	※２	388		322	
給料・手当		6,740		6,822	
賞与		2,784		2,987	
交際費			153		141
旅費交通費			458		484
租税公課			206		231
不動産賃借料			1,464		1,452
退職給付費用			1,116		1,054
固定資産減価償却費			4,630		4,575
諸経費			6,529		6,106
一般管理費計			24,471		24,176
営業利益			1,715		5,382

		前事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)		当事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※１	3,698		4,771	
収益分配金		6		9	
受取利息		5		6	
金銭の信託運用益		2,385		1,222	
為替差益		45		62	
その他		283		319	
営業外収益計			6,424		6,391
営業外費用					
支払利息	※１	98		75	
時効後支払損引当金繰入額		37		13	
その他		53		9	
営業外費用計			189		98
経常利益			7,950		11,676
特別利益					
投資有価証券売却益		72		419	
株式報酬受入益		226		173	
特別利益計			299		593
特別損失					
投資有価証券売却損		60		149	
投資有価証券等評価損		70		10	
固定資産除却損	※３	16		412	
システム利用契約解約違約金		63		20	
特別損失計			210		591
税引前当期純利益			8,039		11,677
法人税、住民税及び事業税			2,662		3,759
法人税等調整額			△492		108
当期純利益			5,869		7,810

(3) 【株主資本等変動計算書】

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	17,180	17,180
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	17,180	17,180
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	11,729	11,729
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	11,729	11,729
資本剰余金合計		
前期末残高	11,729	11,729
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	11,729	11,729
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	685	685
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	685	685
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	24,606	24,606
当期変動額		
別途積立金の取崩	—	—
当期変動額合計	—	—
当期末残高	24,606	24,606
繰越利益剰余金		
前期末残高	7,608	9,872
当期変動額		
別途積立金の取崩	—	—
剰余金の配当	△3,605	△3,605
当期純利益	5,869	7,810
当期変動額合計	2,264	4,204

当期末残高	9,872	14,077
利益剰余金合計		
前期末残高	32,900	35,164
当期変動額		
剰余金の配当	△3,605	△3,605
当期純利益	5,869	7,810
当期変動額合計	2,264	4,204
当期末残高	35,164	39,369
株主資本合計		
前期末残高	61,810	64,074
当期変動額		
剰余金の配当	△3,605	△3,605
当期純利益	5,869	7,810
当期変動額合計	2,264	4,204
当期末残高	64,074	68,279
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	2,084	3,056
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	971	△361
当期変動額合計	971	△361
当期末残高	3,056	2,694
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	249	175
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△73	△245
当期変動額合計	△73	△245
当期末残高	175	△69
評価・換算差額等合計		
前期末残高	2,333	3,231
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	898	△607
当期変動額合計	898	△607
当期末残高	3,231	2,624
純資産合計		
前期末残高	64,143	67,306
当期変動額		
剰余金の配当	△3,605	△3,605
当期純利益	5,869	7,810
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	898	△607
当期変動額合計	3,162	3,597
当期末残高	67,306	70,903

[重要な会計方針]

前事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
１．有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式 …移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの… 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの… 移動平均法による原価法	１．有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式 (同左) (2) その他有価証券 時価のあるもの (同左) 時価のないもの (同左)
２．デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 時価法	２．デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 (同左)
３．金銭の信託の評価基準及び評価方法 時価法	３．金銭の信託の評価基準及び評価方法 (同左)
４．固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 38～50年 附属設備 ８～15年 構築物 20年 器具備品 ４～15年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。	４．固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 (同左) (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 (同左)
５．引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 なお、破綻先に対する債権３百万円については、債権額から備忘価額を控除した額を取立不能見込額として債権額から直接減額しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。	５．引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 (同左)

前事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。	(3) 退職給付引当金 (同左)
(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。	(4) 時効後支払損引当金 (同左)
６．リース取引の処理方法 リース取引開始日が平成20年４月１日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	６．リース取引の処理方法 (同左)
７．ヘッジ会計 (1)ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法によっております。 (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段－為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象－投資有価証券 (3)ヘッジ方針 投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。 (4)ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスク及び価格変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。	７．ヘッジ会計 (1)ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法によっております。 また、為替予約が付されている外貨建金銭債権については、振当処理を行っております。 (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段－為替予約 ヘッジ対象－投資有価証券、短期貸付金 (3)ヘッジ方針 投資有価証券及び短期貸付金に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4)ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。
８．消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。	８．消費税等の会計処理方法 (同左)
９．連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。	９．連結納税制度の適用 (同左)

[会計方針の変更]

前事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
(退職給付の処理方法) 「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その３)(企業会計基準第19号 平成20年７月31日)に伴い、当事業年度から同会計基準を適用しております。なお、同会計基準の適用に伴う退職給付債務の変動はないため、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。	――――――――――
――――――――――	(資産除去債務に関する会計基準) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年３月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針(企業会計基準第21号 平成20年３月31日)を適用しております。 これによる損益への影響はありません。

[追加情報]

前事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
(耐用年数の変更) 当社は、翌事業年度に導入予定のシステムにより置き換えられる現行のシステムの状況等を調査した結果、一部のシステム(ソフトウェア及び器具備品)について耐用年数が実態と乖離していることが判明したため、当該資産の耐用年数を実態に合わせて変更しております。 この結果、従来の方法と比較して、減価償却費が284百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益は284百万円減少しております。	――――――――――
(賞与制度の改定) 従業員の賞与につきましては従来６月及び12月の年２回の支給であり、賞与引当金には計算期間が10月１日から３月末日までに対応する金額を計上しておりましたが、制度改定により年１回の支給と変更となり、当事業年度末においては賞与引当金には計算期間が４月１日から３月末日までに対応する金額を計上しております。	――――――――――

[注記事項]

◇　貸借対照表関係

前事業年度末 (平成22年３月31日)	当事業年度末 (平成23年３月31日)
※１．関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払金　1,655百万円 未払費用　1,017	※１．関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払金　2,442百万円 未払費用　762
※２．有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物　369百万円 器具備品　1,647 合計　2,017	※２．有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物　437百万円 器具備品　1,874 合計　2,311

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
※１．関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　3,542百万円 支払利息　98	※１．関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　4,633百万円 支払利息　75
※２．役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されております。	※２．役員報酬の範囲額 (同左)
※３．固定資産除却損 建物　7百万円 器具備品　5 ソフトウェア　4 合計　16	※３．固定資産除却損 ソフトウェア　412百万円 合計　412

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	－	－	5,150,693株

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当金支払額

平成21年５月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	3,605百万円
１株当たり配当額	700円
基準日	平成21年３月31日
効力発生日	平成21年６月１日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成22年５月27日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	3,605百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	700円
基準日	平成22年３月31日
効力発生日	平成22年６月１日

当事業年度(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	－	－	5,150,693株

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当金支払額

平成22年５月27日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	3,605百万円
１株当たり配当額	700円
基準日	平成22年３月31日
効力発生日	平成22年６月１日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

◇ リース取引関係

前事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
１．ファイナンス・リース取引 (1)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) 該当事項はありません。	１．ファイナンス・リース取引 (1)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) (同左)
(2)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 器具備品 取得価額相当額 603百万円 減価償却累計額相当額 415 減損損失累計額相当額 － 期末残高相当額 188	(2)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 器具備品 取得価額相当額 417百万円 減価償却累計額相当額 325 減損損失累計額相当額 － 期末残高相当額 91
② 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高 未経過リース料期末残高相当額 １年以内 99百万円 １年超 96 合計 195 リース資産減損勘定期末残高 －百万円	② 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高 未経過リース料期末残高相当額 １年以内 73百万円 １年超 22 合計 96 リース資産減損勘定期末残高 －百万円
③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 187百万円 リース資産減損勘定の取崩額 － 減価償却費相当額 175 支払利息相当額 7 減損損失 －	③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 103百万円 リース資産減損勘定の取崩額 － 減価償却費相当額 96 支払利息相当額 3 減損損失 －
④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	④ 減価償却費相当額の算定方法 (同左)
⑤ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。	⑤ 利息相当額の算定方法 (同左)
２．オペレーティング・リース取引 未経過リース料 １年以内 5百万円 １年超 3 合計 8	２．オペレーティング・リース取引 未経過リース料 １年以内 6百万円 １年超 4 合計 10

◇ 金融商品関係

前事業年度（自 平成21年４月１日　至 平成22年３月31日）

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。直接または特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成22年３月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	520	520	-
(2)金銭の信託	38,530	38,530	-
(3)短期貸付金	126	126	-
(4)未収委託者報酬	9,756	9,756	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	15,890	15,890	-
(6)関係会社株式	3,064	92,414	89,350
資産計	67,888	157,238	89,350
(7)関係会社短期借入金	11,000	11,000	-
(8)未払金	6,217	6,217	-
(9)未払費用	7,594	7,594	-
(10)未払法人税等	849	849	-
負債計	25,662	25,662	-
(11)デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	△86	△86	-
デリバティブ取引計	△86	△86	-

（＊）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(3)短期貸付金、(4)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(7) 関係会社短期借入金、(8) 未払金、(9) 未払費用、(10) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(11) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2：非上場株式（貸借対照表計上額：投資有価証券824百万円、関係会社株式13,035百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について70百万円減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	519	-	-	-
金銭の信託	38,530	-	-	-
短期貸付金	126	-	-	-
未収委託者報酬	9,756	-	-	-
有価証券及び投資有価証券	5,100	0	997	-
合計	54,032	0	997	-

当事業年度（自 平成22年４月１日　至 平成23年３月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。直接または特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成23年３月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	538	538	-
(2)金銭の信託	39,575	39,575	-
(3)短期貸付金	166	166	-
(4)未収委託者報酬	10,032	10,032	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	9,252	9,252	-
(6)関係会社株式	3,064	79,658	76,594
資産計	62,630	139,224	76,594
(7)関係会社短期借入金	8,000	8,000	-
(8)未払金	7,645	7,645	-
未払収益分配金	4	4	-
未払償還金	79	79	-
未払手数料	4,517	4,517	-
その他未払金	3,043	3,043	-
(9)未払費用	7,373	7,373	-
(10)未払法人税等	800	800	-
負債計	23,819	23,819	-
(11)デリバティブ取引（＊）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	△65	△65	-
デリバティブ取引計	△65	△65	-

（＊）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(3) 短期貸付金、(4)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。ただし、短期貸付金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建債権とみて当該帳簿価額を以って時価としております。「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(7) 関係会社短期借入金、(8) 未払金、(9) 未払費用、(10) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(11) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2：非上場株式（貸借対照表計上額：投資有価証券796百万円、関係会社株式19,545百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	537	-	-	-
金銭の信託	39,575	-	-	-
短期貸付金	166	-	-	-
未収委託者報酬	10,032	-	-	-
有価証券及び投資有価証券	1,400	0	1	-
合計	51,713	0	1	-

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 平成21年４月１日　至 平成22年３月31日）

１．売買目的有価証券(平成22年３月31日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(平成22年３月31日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(平成22年３月31日)

区分	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	3,064	92,414	89,350
合計	3,064	92,414	89,350

４．その他有価証券(平成22年３月31日)

区分	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	5,656	282	5,373
投資信託(※１)	3,103	3,001	102
小計	8,759	3,283	5,475
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	―	―	―
投資信託	2,031	2,326	△295
譲渡性預金	5,100	5,100	―
小計	7,131	7,426	△295
合計	15,890	10,710	5,179

(※１)　当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジするための為替予約取引及び株価指数先物取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ利益は175百万円（税効果会計適用後）であり、貸借対照表に計上しております。

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自　平成21年４月１日　至　平成22年３月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	38	―	60
投資信託	626	72	0
合計	664	72	60

当事業年度　（自　平成22年４月１日　至　平成23年３月31日）

１．売買目的有価証券(平成23年３月31日)
該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(平成23年３月31日)
該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(平成23年３月31日)

区分	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	3,064	79,658	76,594
合計	3,064	79,658	76,594

４．その他有価証券(平成23年３月31日)

区分	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	4,930	282	4,647
小計	4,930	282	4,647
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託(※１)	2,922	3,003	△80
譲渡性預金	1,400	1,400	－
小計	4,322	4,403	△80
合計	9,252	4,685	4,566

(※１)　当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は69百万円（税効果会計適用後）であり、貸借対照表に計上しております。

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自　平成22年４月１日　至　平成23年３月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	67	39	－
投資信託	1,824	380	149
合計	1,891	419	149

◇ デリバティブ取引関係

前事業年度（自 平成21年４月１日　至 平成22年３月31日）

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

（１）通貨関連

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	当該時価の算定方法
原則的処理方法	為替予約取引	投資信託	3,082	-	△17	先物為替相場によっている
合　計			3,082	-	△17	

（２）株式関連

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	当該時価の算定方法
原則的処理方法	株価指数先物取引	投資信託	967	-	△68	取引所の価格によっている
合　計			967	-	△68	

当事業年度（自 平成22年４月１日　至 平成23年３月31日）

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	当該時価の算定方法

原則的処理方法	為替予約取引	投資信託	2,846	-	△65	先物為替相場によっている
為替予約等の振当処理	為替予約取引	短期貸付金	166	-	(*1) -	-
合　計			3,013	-	(*1)△65	-

(*1) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている短期貸付金と一体として処理されるため、その時価は当該短期貸付金の時価に含めて記載しております。

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

２．退職給付債務に関する事項(平成22年３月31日)

イ．退職給付債務	△12,427百万円
ロ．年金資産	6,488
ハ．未積立退職給付債務(イ＋ロ)	△5,938
ニ．会計基準変更時差異の未処理額	―
ホ．未認識数理計算上の差異	2,015
ヘ．未認識過去勤務債務(債務の増額)	△653
ト．貸借対照表計上額純額(ハ＋ニ＋ホ＋ヘ)	△4,576
チ．前払年金費用	―
リ．退職給付引当金(ト－チ)	△4,576

３．退職給付費用に関する事項(自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)

イ．勤務費用	524百万円
ロ．利息費用	247
ハ．期待運用収益	△136
ニ．会計基準変更時差異の費用処理額	―
ホ．数理計算上の差異の費用処理額	357
ヘ．過去勤務債務の費用処理額	△40
ト．退職給付費用(イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ＋ヘ)	952
チ．その他(注)	163
計	1,116

(注) 確定拠出年金への掛金支払額であります。

４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ．退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ．割引率	2.1%
ハ．期待運用収益率	2.5%
ニ．過去勤務債務の額の処理年数	16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ．数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの １年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 退職年金に係るもの 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ．会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

当事業年度(自　平成22年４月１日　至　平成23年３月31日)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

２．退職給付債務に関する事項(平成23年３月31日)

イ．退職給付債務	△12,965百万円
ロ．年金資産	7,475
ハ．未積立退職給付債務(イ＋ロ)	△5,489
ニ．会計基準変更時差異の未処理額	―
ホ．未認識数理計算上の差異	2,037
ヘ．未認識過去勤務債務(債務の増額)	△613
ト．貸借対照表計上額純額(ハ＋ニ＋ホ＋ヘ)	△4,064
チ．前払年金費用	―
リ．退職給付引当金(ト－チ)	△4,064

３．退職給付費用に関する事項(自　平成22年４月１日　至　平成23年３月31日)

イ．勤務費用	535百万円
ロ．利息費用	260
ハ．期待運用収益	△162
ニ．会計基準変更時差異の費用処理額	―
ホ．数理計算上の差異の費用処理額	254
ヘ．過去勤務債務の費用処理額	△40
ト．退職給付費用(イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ＋ヘ)	848
チ．その他(注)	206
計	1,054

（注）確定拠出年金への掛金支払額等であります。

４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ．退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ．割引率	2.1%
ハ．期待運用収益率	2.5%
ニ．過去勤務債務の額の処理年数	16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ．数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの １年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 退職年金に係るもの 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ．会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

◇ 税効果会計関係

前事業年度末（平成22年３月31日）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	百万円
繰延税金資産	
退職給付引当金	1,876
賞与引当金	1,040
所有株式税務簿価通算差異	884
投資有価証券評価減	614
ゴルフ会員権評価減	510
減価償却超過額	369
未払確定拠出年金掛金	217
子会社株式売却損	196
時効後支払損引当金	194
その他	268
繰延税金資産小計	6,173
評価性引当金	△1,923
繰延税金資産計	4,250
繰延税金負債	
繰延ヘッジ利益	122
有価証券評価差額金	2,123
繰延税金負債計	2,245
繰延税金資産(純額)	2,004

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	41.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△9.2%
住民税等均等割	0.0%
タックスヘイブン税制	△3.5%
外国税額控除	△2.4%
その他	△0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0%

当事業年度末（平成23年３月31日）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	百万円
繰延税金資産	
退職給付引当金	1,666
賞与引当金	1,189
所有株式税務簿価通算差異	884
投資有価証券評価減	569
ゴルフ会員権評価減	509
減価償却超過額	307
未払事業税	206
時効後支払損引当金	197
子会社株式売却損	196
未払確定拠出年金掛金	107
繰延ヘッジ損失	48
その他	184
繰延税金資産小計	6,069
評価性引当金	△1,878
繰延税金資産計	4,190
繰延税金負債	
有価証券評価差額金	1,872
繰延税金負債計	1,872
繰延税金資産(純額)	2,318

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	41.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△13.2%
住民税等均等割	0.0%
タックスヘイブン税制	5.8%
外国税額控除	△0.6%
その他	△0.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.1%

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

（追加情報）

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年３月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年３月21日）を適用しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492	持株会社	(被所有)直接100.0%	資産の賃貸借等役員の兼任	資金の借入(*１)	168,000	関係会社短期借入金	11,000
							資金の返済	169,000		
							借入金利息の支払	98	未払費用	3

（イ）関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600	情報サービス業	(所有)直接22.3%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託等(*２)	6,866	未払費用	0

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000	証券業	―	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*３)	26,417(注)3	未払手数料	3,469
親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	400	投資顧問業	―	当社投資信託の運用委託役員の兼任	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*４)	3,263	未払費用	940

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1）資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2）ソフトウエア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(*3）投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*4）投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

3．平成21年11月23日付で野村證券㈱はジョインベスト証券㈱を吸収合併しており、当社とジョインベスト証券㈱の取引は野村證券㈱に引継がれております。野村證券㈱との取引金額には、合併前のジョインベスト証券㈱と当社の取引金額を含んでおります。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は㈱野村総合研究所及び野村土地建物㈱であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

（百万円）

	㈱野村総合研究所	野村土地建物㈱
流動資産合計	128,800	5,765
固定資産合計	228,173	78,723
流動負債合計	76,471	8,010
固定負債合計	76,265	12,507
純資産合計	204,237	63,970
売上高	325,646	2,546
税引前当期純利益	40,539	4,841
当期純利益	26,416	4,445

当事業年度(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492(百万円)	持株会社	(被所有)直接100.0%	資産の賃貸借等 役員の兼任	資金の借入(*１)	137,500	関係会社短期借入金	8,000
							資金の返済	140,500		
							借入金利息の支払	75	未払費用	3

（イ）子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノムラ・アセット・マネジメント・ストラテジック・インベストメンツ・Pte リミテッド	シンガポール共和国	68,275(千米ドル)	持株会社	(所有)直接100.0%	役員の派遣	増資の引受(*２)	5,762	―	―
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600(百万円)	情報サービス業	(所有)直接21.6%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託(*３)	6,794	未払費用	61

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	―	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*４)	31,596	未払手数料	3,835
親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	400(百万円)	投資顧問業	―	当社投資信託の運用委託 役員の兼任	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*５)	2,657	未払費用	939

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) １．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

(*１）資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*２）増資の引受けにつきましては、当社が平成22年12月23日及び12月28日に１株１米ドルで引受けております。

(*３）ソフトウエア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(*４）投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*５）投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は㈱野村総合研究所及び野村土地建物㈱であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(百万円)

	㈱野村総合研究所	野村土地建物㈱
流動資産合計	167,970	7,506
固定資産合計	205,568	76,404
流動負債合計	79,436	7,926
固定負債合計	80,690	9,832
純資産合計	213,412	66,152
売上高	312,345	2,546
税引前当期純利益	36,149	3,289
当期純利益	21,100	2,944

◇ １株当たり情報

前事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)	当事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
１株当たり純資産額 13,067円44銭 １株当たり当期純利益 1,139円63銭	１株当たり純資産額 13,765円90銭 １株当たり当期純利益 1,516円39銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 １株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 5,869百万円 普通株式に係る当期純利益 5,869百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 5,150,693株	潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 １株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 7,810百万円 普通株式に係る当期純利益 7,810百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 5,150,693株

中間財務諸表

◇中間貸借対照表

		平成23年９月30日現在
区分	注記番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		498
金銭の信託		39,466
有価証券		1,600
短期貸付金		168
未収委託者報酬		8,212
未収収益		4,942
繰延税金資産		853
その他		313
貸倒引当金		△6
流動資産計		56,049
固定資産		
有形固定資産	※１	1,687
無形固定資産		10,049
ソフトウェア		10,047
その他		1
投資その他の資産		22,390
投資有価証券		6,685
関係会社株式		14,424
繰延税金資産		886
その他		393
貸倒引当金		△0
固定資産計		34,127
資産合計		90,176

		平成23年９月30日現在
区分	注記番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
関係会社短期借入金		5,000
未払収益分配金		4
未払償還金		53
未払手数料		3,570
その他未払金	※２	1,323
未払費用		7,194
未払法人税等		723
賞与引当金		1,463
その他		99
流動負債計		19,431
固定負債		
退職給付引当金		3,251
時効後支払損引当金		491
その他		5
固定負債計		3,747
負債合計		23,179
(純資産の部)		
株主資本		65,310
資本金		17,180
資本剰余金		11,729
資本準備金		11,729
利益剰余金		36,400
利益準備金		685
その他利益剰余金		35,715
別途積立金		24,606
繰越利益剰余金		11,108
評価・換算差額等		1,686
その他有価証券評価差額金		1,568
繰延ヘッジ損益		117
純資産合計		66,996
負債・純資産合計		90,176

◇中間損益計算書

		自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日
区分	注記番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		41,975
運用受託報酬		9,087
その他営業収益		67
営業収益計		51,131
営業費用		
支払手数料		21,876
調査費		10,328
その他営業費用		2,150
営業費用計		34,356
一般管理費	※１	11,623
営業利益		5,151
営業外収益	※２	3,261
営業外費用	※３	333
経常利益		8,079
特別利益	※４	123
特別損失	※５	69
税引前中間純利益		8,133
法人税、住民税及び事業税		1,605
法人税等調整額		1,229
中間純利益		5,298

◇中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間　（単位：百万円）

	自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日
株主資本	
資本金	
当期首残高	17,180
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	－
当中間期末残高	17,180
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	11,729
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	－
当中間期末残高	11,729
資本剰余金合計	
当期首残高	11,729
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	－
当中間期末残高	11,729
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	685
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	－
当中間期末残高	685
その他利益剰余金	
別途積立金	
当期首残高	24,606
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	－
当中間期末残高	24,606
繰越利益剰余金	
当期首残高	14,077
当中間期変動額	
剰余金の配当	△8,267
中間純利益	5,298
当中間期変動額合計	△2,968
当中間期末残高	11,108
利益剰余金合計	
当期首残高	39,369
当中間期変動額	

剰余金の配当	△8,267
中間純利益	5,298
当中間期変動額合計	△2,968
当中間期末残高	36,400
株主資本合計	
当期首残高	68,279
当中間期変動額	
剰余金の配当	△8,267
中間純利益	5,298
当中間期変動額合計	△2,968
当中間期末残高	65,310
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	2,694
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△1,125
当中間期変動額合計	△1,125
当中間期末残高	1,568
繰延ヘッジ損益	
当期首残高	△69
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	187
当中間期変動額合計	187
当中間期末残高	117
評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,624
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△938
当中間期変動額合計	△938
当中間期末残高	1,686
純資産合計	
当期首残高	70,903
当中間期変動額	
剰余金の配当	△8,267
中間純利益	5,298
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△938
当中間期変動額合計	△3,906
当中間期末残高	66,996

[重要な会計方針]

1 有価証券の評価基準及び評価方法	子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの…中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの…移動平均法による原価法
2 デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	時価法
3 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
6 リース取引の処理方法	リース取引開始日が平成20年４月１日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7 ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産または負債として繰り延べる方法によっております。 また、為替予約が付されている外貨建金銭債権については、振当処理を行っております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段－為替予約 ヘッジ対象－投資有価証券、短期貸付金 (3) ヘッジ方針 投資有価証券及び短期貸付金に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。
8 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
9 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

[追加情報]

	自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日
会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用	当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月４日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月４日）を適用しております。

[注記事項]

◇中間貸借対照表関係

平成23年９月30日現在
※１ 有形固定資産の減価償却累計額 2,541百万円 ※２ 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

◇中間損益計算書関係

自 平成23年４月１日
至 平成23年９月30日

※１ 減価償却実施額

有形固定資産	232百万円
無形固定資産	1,864百万円
長期前払費用	5百万円

※２ 営業外収益のうち主要なもの

受取配当金	2,987百万円

※３ 営業外費用のうち主要なもの

支払利息	30百万円
金銭の信託運用損	276百万円

※４ 特別利益の内訳

投資有価証券等売却益	34百万円
株式報酬受入益	88百万円

※５ 特別損失の内訳

投資有価証券売却損	26百万円
投資有価証券等評価損	0百万円
固定資産除却損	42百万円

◇中間株主資本等変動計算書関係

自 平成23年４月１日
至 平成23年９月30日

１ 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	5,150,693株	―	―	5,150,693株

２ 配当に関する事項

配当金支払額

平成23年７月11日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(1) 配当財産の種類	野村ホールディングス株式会社株式
(2) 配当財産の帳簿価額	8,267百万円
(3) 1株当たり配当額	1,605円12銭
(4) 基準日	平成23年７月19日
(5) 効力発生日	平成23年７月20日

◇リース取引関係

自 平成23年４月１日
至 平成23年９月30日

１ ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)

該当事項はありません。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額

有形固定資産（器具備品）

取得価額相当額	361百万円
減価償却累計額相当額	310
中間期末残高相当額	50

② 未経過リース料中間期末残高相当額

１年内	47百万円
１年超	6
合計	53

③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	43百万円
減価償却費相当額	40
支払利息相当額	1

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。

２ オペレーティング・リース取引

未経過リース料

１年内	6百万円
１年超	5
合計	12

◇金融商品関係

当中間会計期間 （自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成23年９月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	498	498	-
(2)金銭の信託	39,466	39,466	-
(3)短期貸付金	168	168	-
(4)未収委託者報酬	8,212	8,212	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	7,544	7,544	-
(6)関係会社株式	3,064	77,011	73,947
資産計	58,954	132,902	73,947
(7)関係会社短期借入金	5,000	5,000	-
(8)未払金	4,952	4,952	-
未払収益分配金	4	4	-
未払償還金	53	53	-
未払手数料	3,570	3,570	-
その他未払金	1,323	1,323	-
(9)未払費用	7,194	7,194	-
(10)未払法人税等	723	723	-
負債計	17,869	17,869	-
(11)デリバティブ取引（＊）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	△5	△5	-
デリバティブ取引計	△5	△5	-

（＊）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

（1）現金・預金、(3)短期貸付金、(4)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。ただし、短期貸付金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建債権とみて当該帳簿価額を以って時価としております。「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(7) 関係会社短期借入金、(8) 未払金、(9) 未払費用、(10) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(11) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2：非上場株式（中間貸借対照表計上額：投資有価証券740百万円、関係会社株式11,360百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

◇ 有価証券関係

当中間会計期間末 （平成23年９月30日）

１．満期保有目的の債券(平成23年９月30日)

該当事項はありません。

２．子会社株式及び関連会社株式(平成23年９月30日)

区分	中間貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
関連会社株式	3,064	77,011	73,947
合計	3,064	77,011	73,947

３．その他有価証券(平成23年９月30日)

区分	中間貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	3,356	282	3,073
投資信託	―	―	―
小計	3,356	282	3,073
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	―	―	―
投資信託(※１)	2,587	3,003	△415
譲渡性預金	1,600	1,600	―
小計	4,187	4,603	△415
合計	7,544	4,885	2,658

（※１） 当中間会計期間において、投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ利益は117百万円（税効果会計適用後）であり、中間貸借対照表に計上しております。

◇ デリバティブ取引関係

当中間会計期間（自 平成23年４月１日　至 平成23年９月30日）

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

（１）通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	当該時価の算定方法
原則的処理方法	為替予約取引	投資信託	2,575	-	△5	先物為替相場によっている
為替予約等の振当処理	為替予約取引	短期貸付金	168	-	(*1)　-	-
合　計			2,743	-	(*1)△5	-

(*1) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている短期貸付金と一体として処理されるため、その時価は当該短期貸付金の時価に含めて記載しております。

◇ セグメント情報等

当中間会計期間(自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇１株当たり情報

自　平成23年４月１日 至　平成23年９月30日
１株当たり純資産額　　13,007円36銭 １株当たり中間純利益　　1,028円70銭 (注)１.潜在株式調整後１株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。 ２.１株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 中間純利益　5,298百万円 普通株主に帰属しない金額　― 普通株式に係る中間純利益　5,298百万円 期中平均株式数　5,150千株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額*	(c)事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

＊平成24年3月末現在

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額*	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社足利銀行	135,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

＊平成24年3月末現在

(3)投資顧問会社

(a)名称	(b)資本金の額*	(c)事業の内容
Investec Asset Management (Pty) Limited(インベステック・アセット・マネジメント（Pty）リミテッド)	729,255,508ランド	南アフリカにて投資運用業、投資助言業を行っております。ヨハネスブルグにおけるインベステックの運用拠点です。
Investec Asset Management Limited(インベステック・アセット・マネジメント・リミテッド)	44,079,000ポンド	英国にて投資運用業、投資助言業を行っております。ロンドンにおけるインベステックの運用拠点です。

＊平成23年3月末現在

2【関係業務の概要】

(1) 受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。なお、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

＜再信託受託者の概要＞

名称　：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資本金　：10,000百万円
事業の内容　：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

(3)投資顧問会社

委託会社から「野村南アフリカ資源関連株投信」の運用の指図に関する権限の一部委託を受け、信託財産の運用の指図を行ないます。

3【資本関係】(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1)受託者

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

(3)投資顧問会社

該当事項はありません。

第３【参考情報】

当計算期間において提出された、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

平成23年6月17日	有価証券届出書、有価証券報告書
平成23年12月16日	半期報告書、有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成22年6月21日

野村アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英　公 一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊 藤 志 保 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成２１年４月１日から平成２２年３月３１日までの第５１期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成２２年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年6月17日

野村アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英　公 一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀 井 純 子 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊 藤 志 保 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成２２年４月１日から平成２３年３月３１日までの第５２期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成２３年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

次へ

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月24日

野村アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内 田 満 雄 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀 井 純 子 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊 藤 志 保 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの第５３期事業年度の中間会計期間（平成２３年４月１日から平成２３年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成２３年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成２３年４月１日から平成２３年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成23年5月13日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英　公 一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊 藤 志 保 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村南アフリカ資源関連株投信の平成22年6月17日から平成23年3月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村南アフリカ資源関連株投信の平成23年3月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

次へ

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成23年5月13日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英　公 一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊 藤 志 保 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村南アフリカ資源関連株投信 マネープール・ファンドの平成22年6月17日から平成23年3月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村南アフリカ資源関連株投信 マネープール・ファンドの平成23年3月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

次へ

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成24年5月14日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内 田 満 雄 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊 藤 志 保 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村南アフリカ資源関連株投信の平成23年3月29日から平成24年3月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村南アフリカ資源関連株投信の平成24年3月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

次へ

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成24年5月14日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内 田 満 雄 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊 藤 志 保 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村南アフリカ資源関連株投信 マネープール・ファンドの平成23年3月29日から平成24年3月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村南アフリカ資源関連株投信 マネープール・ファンドの平成24年3月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

次へ